

大阪市社会福祉研究

第 46 号 2023. 12

〔巻頭言〕

包括的な支援体制づくりから「地域共生社会」の実現をめざして

.....坂 田 洋 一 (1)

〔論文及び実践報告〕

大阪市内区社会福祉協議会ボランティア・市民活動センターにおける支援上の課題について
～新人担当職員の事例検討をとおして考える～

岩 本 裕 子 (3)
大 浦 瑞 来／岡 田 唯 奈／三 木 香 澄／松 原 朱 里
川 原 里 紗／今 井 里 菜／古 賀 愛 望／宮 崎 知 津
巽 俊 朗

大阪市西成区社会福祉協議会におけるニーズ収集方法の再検討について

.....橋 口 風 伍 (17)
藤 井 和 希／中 西 一 美

住之江区における福祉の視点からみた防災の取り組み

～SAlive（さらいぶ）実行委員会の活動報告～

河 合 伸 朗 (27)
岸 本 慶 子／杉 村 和 朗／田 中 恵 士／太 郎 良 勇 二
時 枝 高 志／中 山 久 美 子／樋 原 裕 二／森 崎 美 登

中央区地域福祉ビジョンにおける、やさしい日本語版と多言語版の作成について

.....柴 田 大 樹 (37)
村 上 敏 昭／樋 口 京 子／中 岡 圭 太
伊 藤 誠 章／細 見 紗 知

〔資料〕

募集要領・編集委員会設置要項・投稿規定・執筆要領..... (49)

同心会社会福祉研究奨励賞選考一覧

同心会について

大阪市社会福祉研修・情報センター

〔運営主体：社会福祉法人 大阪市社会福祉協議会〕

包括的な支援体制づくりから 「地域共生社会」の実現をめざして

大阪市福祉局長

坂 田 洋 一

少子高齢化の急速な進展や家族構成の変化、就労形態の多様化等の社会経済状況の変化や近年猛威を振るった新型コロナウイルス感染症の影響も伴い、地域におけるつながりの希薄化や社会的孤立、また、こどもの貧困、児童や高齢者、障がい者への虐待、ヤングケアラー問題など福祉課題は一層複雑化・多様化・深刻化しています。

このように複合的に絡み合った福祉課題は、既存の制度ではすぐに解決することが困難な事例も多く、また、自ら相談窓口等へ支援を求めることができずに、地域のなかで気づかれることなく埋もれたままとなって、社会的孤立や課題の深刻化へとつながってしまうケースもあります。こうした課題の解消に向けては、複合的な課題を抱えておられる住民の困りごとに気づき、課題を受け止め、適切な支援につなげる取組が重要となります。そのためには、同じ地域に生活する住民同士が気にかけてあう地域づくり、気づいた困りごとを包括的に受け止めて支援機関等に適切につなぐ仕組みづくりが必要となります。高齢、障がい、児童等の分野ごとの相談支援機関による個別の対応ではなく、これら相談支援機関が相互に連携し、それぞれの困りごとに寄り添って、問題を一つ一つ解きほぐしていく支援が求められます。

また、地域で安心して暮らし続けるためには、地域の様々な資源の活用と結びついた支援が必要不可欠であり、地域や関係機関が連携して居場所づくりや就労支援等に取り組み、人との交流から社会とのつながりの回復に向けた支援を進めることも重要です。

国においても、社会構造の変化や人々の暮らしの変化に伴う福祉課題の複雑化等を踏まえ、社会福祉法において「包括的な支援体制の整備」に関する規定が定められ、支援体制の整備を進める方策として「多機関協働」や「アウトリーチ」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」などの重要性が示されたところであり、このような取組を通じて「地域共生社会」の実現をめざすこととしています。

本市では、包括的な支援体制づくりに向けて、平成 29 年度から多機関協働による包括的な相談支援の取組として「総合的な相談支援体制の充実事業」に着手し、令和元年

度から全区で取り組んでいます。本事業では、相談支援機関、地域関係者、行政等の連携促進に向けた取組や「総合的な支援調整の場（つながる場）」を開催して支援方針の検討を行っており、様々な分野の相談支援機関等が支援方針を共有し、役割分担を明確にすることで、複合的な課題に対する的確な支援の実施につなげています。こうした取組を通じて、相談支援機関等の相互連携の力が高まってきており、ヤングケアラーなど新たに認識された課題についても、関係機関の理解と取組の連携が広がっていると感じています。

また、困りごとを発見して総合的な相談支援につなぐためには、地域の見守り活動と一体となった支援体制を構築することが極めて重要です。本市では、平成 27 年度から「地域における要援護者の見守りネットワーク強化事業」を実施し、各区に設置した「見守り相談室」の福祉専門職のワーカーが、地域住民による見守り活動に資するための要援護者名簿の作成や活動支援等による地域づくりに向けた支援のほか、見守り活動と連携した孤立世帯等へのアウトリーチによる伴走型支援や、総合的な相談支援体制等と連携した支援などに取り組んでいます。

住民の皆様による地域福祉活動は、個別訪問による見守り活動だけでなく、子育てサロンやふれあい喫茶等の取組をはじめ、各種ボランティア活動や、同じ悩み等を話しあえる緩やかな場など、多彩な活動が広がっています。これらの活動によって、人と人との交流が活発になり、困りごとを抱える人の社会参加の端緒となり、受け入れる体制にもなっています。

地域においては、年齢や性別、障がいの有無など、様々な特性や背景を持つ人々が、それぞれ異なった世帯構成や環境の中で生活されています。本人や家族の抱える生活課題が既存の制度の中では、支援が行き届かず、解決につながらないということがないよう、包括的に受け止める相談支援、社会とのつながりを作る支援、地域づくりに向けた支援を一体的に行うことにより、住民同士の気づきが生まれ、相談支援や社会への参加につながっていく、そのような観点から取組を推進し、だれもが自分らしく安心して暮らし続けられる地域社会の実現をめざしてまいります。

大阪市内区社会福祉協議会ボランティア・市民活動センター における支援上の課題について ～新人担当職員の事例検討をとおして考える～

岩 本 裕 子 大 浦 瑞 来
岡 田 唯 奈 三 木 香 澄
松 原 朱 里 川 原 里 紗
今 井 里 菜 古 賀 愛 望
宮 崎 知 津 巽 俊 朗

サマリー

本研究は、ボランティアコーディネーションの理解や実践の向上を目指して、大阪市内区社会福祉協議会（以下、区社協）ボランティア・市民活動センター担当の新人職員を中心に有志で構成された研究会「ぼらべん」に提出された、担当職員が悩んでいる 7 事例を検討したものである。

結果、①丁寧な聞き取りと活動のイメージを広げることの重要性、②精神障がい等の課題のある活動希望者への連携協働体制と情報開示を含めたルールづくり、③クライアントの全体性を考えたニーズアセスメントとその支援、④組織としてのソーシャルアクションへの積極的関与、⑤コーディネーター自身のネットワークの構築、⑥状況の変化に応じた丁寧で継続的な支援、⑦共感から行動へ移すことができる伝え方の創意工夫、がそれぞれ重要な視点として挙げた。またこれらをコーディネーターの 8 つの役割に当てはめると、全てに当てはまる。新人担当職員は、その基本的な支援のあり方や方法について全般的に課題と感じていることがわかった。今後は「多様な参加」を実現していくために、コーディネーターのスキルアップが必須となる。また事例検討は、職員にとってスキルアップとモチベーションの向上につながった。

キーワード

ボランティア・市民活動センター、ボランティアコーディネーション、事例検討

目次

- 1 研究の背景と研究会「ぼらべん」
- 2 ボランティアコーディネーターの役割とニーズの捉え方
- 3 研究の目的と方法
- 4 事例概要と分析結果
- 5 事例検討後の事例提供者（コーディネーター）の声
- 6 全体をとおしての考察

1 研究の背景と研究会「ぼらべん」

全国的に社協設置のボランティア・市民活動センターでは、入職して間もない若手職員や非正規の嘱託職員がボランティアセンターを担当しているところが多く、大阪市内区社協でも同様の状況である。大阪市社会福祉協議会では担当職員に対して、職員研修や情報交換会の機会を持っているが、日々の業務や取組みでの悩みや想いを持ち寄り、意見交換や検討する場が望まれる状態となっていた。そこで職員の有志を募って、現場経験のある研究者と研究会「ぼらべん」を2019年9月

から開始した。

研究会は概ね2ヶ月に1回のペースで開催し、業務時間終了後、市ボランティア・市民活動センターにつどい、LINEを活用し開催案内や報告等を行っている。研究会では、司会進行や事例提供者、記録等を参加者で役割分担しながら運営し、参加者からの近況報告から始め、事例提供、意見交換という流れで進めている。研究会開催当初は、各回事例提供担当者が、地域の担い手不足やボランティア講座や交流会、社会福祉講演会等の事例や、社会福祉制度改正や新型コロナウイルス特例貸付等の制度動向等について、意見交換や検討を行っていた。

新型コロナウイルス感染が拡大した当初は開催を見合わせ、2020年6月以降はZOOMを活用したオンライン開催に切り替えて、2021年10月まで開催した。感染拡大が少し落ち着いた2021年12月からは対面での開催に戻し、本稿で報告する事例検討のスタイルで運営してきている。

2 ボランティアコーディネーターの役割とニーズの捉え方

事例の検討にあたって、ボランティアコーディネーターの役割について確認していく。

ボランティアコーディネーターの役割について、筒井(1990)は、①受け止める(市民・団体からの多様な相談の受け止め)、②求める(活動の場やボランティアの募集・開拓)、③集める(情報の収集と整理)、④つなぐ(調整や紹介)、⑤高める(気づきや学びの機会の提供)、⑥創り出す(新たなネットワークづくりやプログラム開発)、⑦まとめる(記録・統計)、⑧発信する(情報発信、提言、アドボカシー)の8つに分類している⁽¹⁾。

特に筒井の8つの役割のうちの「①受け止める」においてはその中には、3つの受け止めがあるとしている(早瀬・筒井 2015)⁽²⁾。なぜ活動したいのか、相談しようと思った背景、何に憤りを感じているのか、魅力を感じているのかといった「思い」を受け止めエンパワメントしていくこ

とと、本当に言いたいこと、わかってほしいことを見極め、「主訴」を受け止めること、そして、活動にあたって実際に必要な具体的な情報、「必要事項」である。コーディネーターは相談を受けるといったとき、多様な「受け止め」をする必要があるということがわかる。

ボランティアコーディネーションにおいて特徴的なのは、一つにはコーディネーターが受ける相談は、困りごとを抱えて支援を求めるいわゆる狭い意味でのクライアントだけが対象となるのではないということである。むしろ対象はボランティア活動がしたいという人々も活動したいというニーズをもった人として、対象者、クライアントとして捉える。

ボランティアコーディネーターはソーシャルワーカーでもある。ボランティアコーディネーターの「①受け止める」は、ソーシャルワーカーがそのクライアントのニーズをアセスメントするプロセスでもある。ここで本人のニーズを狭く捉えたと、真のニーズを見落とししてしまうことがある。その真のニーズは何か常にクライアントの生活全体や思いを想像し慮っていくことが必要である。ブラッドショー⁽³⁾はニーズを4つに分類した。①感得されたニード(フェルト・ニード)、②表明されたニード(エクスプレスト・ニード)③規範的ニード(ノーマティブ・ニード)、④比較ニード(コンパラティブ・ニード)の4つである。①感得されたニードは、本人が自覚しているニード、②表明されたニードは、本人が他者に明確にわかるように表明したニード、③規範的ニードは、専門職が定義するニード、④比較ニードは、他者や他の集合体との比較でわかるニードである(Bradshaw, J. 1972)⁽³⁾。「ボランティアがしたい」も「ボランティアに助けてほしい」も感じている①感得されたニードであり、その意志を相談するという形で表明する②表明されたニードである。しかし、その奥には本人も気づいていない、あるいは明確になっていないニードがあり、③規範的ニードとして専門職による判断や④比較

ニードとして捉えることで、より深い支援が可能になる。

もう一つの特徴的な点としては、両者の関係を取り結ぶことが重要な役割であることである。筒井（1990）は、これを「共同の企て」と呼んでいる⁽¹⁾。ボランティア依頼者、つまり孤立してたり助けてくれる人がいない課題を抱えた人とボランティアを結びつけることを通して、理解を促し平等な同じ市民としてお互いが共感しあい、我がごとにし、その解決に向けて共に力を合わせて取り組んでいこうとする関係をつくっていくことである。ボランティアを単なるサービスの担い手として考えるのではなく、社会の重要な要素として捉えている。そういう意味では福祉学習や福祉教育の重要性もこの延長線上にある。ボランティアコーディネーションはその両者を主体として、両方にそしてその両者の関係に働きかける、三者

の協働のプロセスである。そしてその三者の関係をコアにしながらか地域社会に共に働きかけ、理解や参加を促していく。

3 研究の目的と方法

事例提供者（研究会メンバー）は、大阪市・区社協のボランティア・市民活動センター担当職員（以下、コーディネーターと表記）の有志で、ほとんどが入職1、2年目の新人職員である。本研究ではメンバーが研究会に持ち込んだ7つの事例を検討する。この検討をとおして、新人コーディネーターは何に戸惑い、課題と感じているのを明らかにし、そしてボランティアコーディネートの理解や実践の向上を目指すものである。表1はその7事例の概要一覧である。

事例の検討にあたっては、「インクルーシブなボランティア活動の広がりを目指した事例研究

表1 事例概要一覧表

	タイトル	対象	ニーズ	概要	コーディネーターの問題意識 (主な論点)
事例1	希望の活動を紹介しても活動につながらない。	50～60歳代女性	〈ボランティア活動がしたい〉 子どもと遊ぶ活動がしたい	一人ですることがなく、とにかくボランティア活動をして気分を変えたいと本人より相談があった。自分のしたいこと（＝子どもと遊ぶこと）ははっきりしている様子であるが、活動を紹介すると断られる。	活動を紹介しても、本人の思うようなボランティアがなく、活動に結び付かない。
事例2	精神障がいがあるボランティア活動希望者への支援	精神疾患のある女性	〈ボランティア活動がしたい〉 子どもや楽器演奏の活動がしたい	教員免許を活かして、子ども関係や、楽器演奏のボランティアを希望	精神障がいに対する周囲の理解や協力を得ながら、多機関連携のコーディネート難しさ。
事例3	多胎児のワンオペ育児への支援についての相談	育児疲れの母親	〈ボランティアの応援がほしい〉 話し相手ほしい	ワンオペ状態で双生児を育児中だが、精神的にかなりつらい状況になっており、環境的にも孤立している。話し相手のボランティアを紹介してほしい。	育児が大変な状況で、話し相手のボランティアを紹介するだけで良いのか。（他にすべきこともあるのではないか）。
事例4	特定の課題解決に向けたアクション型の当事者グループへの支援	特定の課題解決に取り組む当事者中心のグループ	〈ボランティア活動上の相談〉 ボランティアグループへの支援	同じ悩み（特定の課題）をもった人達に対し、その課題についての理解促進や解決に向けての支援を行うグループから相談、援助を日常的に求められている。	社協としてどのように関わっていくべきか。
事例5	紹介できる活動先が開拓できていない	50歳代男性	〈ボランティア活動がしたい〉 マジック、落語のボランティア活動がしたい	社会福祉施設を中心に、ボランティア活動が生きがいで落語のボランティアをしたが、コロナにより活動場所がなくなってしまった。今後は飛沫感染のことを考え、マジックも活動していきたいので、活動先を紹介してほしい。	社会福祉施設で紹介できる（つながっている）施設が1カ所しかない。つながっていく必要性。
事例6	ボランティアの高齢化による活動のミスマッチ	80歳代女性	〈ボランティア活動上の相談〉 保育を中心に活動したい	長く活動してくれているが、高齢により、身体的に無理が生じてきていることを周囲が心配し、相談が入る。	今まで熱心に活動してくれていたボランティアに対して、高齢に伴い難しくなってきた活動を、どのように支援していけばよいのか。
事例7	初対面の活動希望者への伝え方	70歳代後半の女性	〈ボランティア活動がしたい〉何がしたいか明確ではなく、たくさんの中から選びたい	今までいろんな人に世話になってきたのでその恩返しに何かボランティア活動がしたい。	希望の活動が明確になっていない初めてのボランティア活動希望の相談者に対して、どのように伝えたらよいのか。

法」(岩本・南 2018)を参考に検討を行った⁽⁴⁾。この方法は、ボランティアコーディネートの事例検討を対象にした検討方法で、かつ新人ワーカーであっても考えを深めやすい状況を創り出すことができると考えたからである。具体的には、事例のタイトル、概要、経過(当事者の意向、動き、コーディネーターの動き、なぜそうしたか)課題などの項目の事例記入シートを事前に本人が記入してくるようにした。検討の当日は補足説明や質問をやり取りしながら、深めるようにした。その後、付箋を活用し、まずは、できるだけ本人(クライアント)の立場に寄り添い立つために、【本人(クライアント)の想い】を本人になりきってセリフで書き出し合った。こうしてメンバーが本人(クライアント)の立場に近づいた後、どのような事例であっても高評価できる部分もあるので、評価できる点とその要因【成功要因】、うまくいかなかった点とその要因や提案、改善策【阻害要因と提案】について、それぞれ付箋に書き出し共有しながら事例を深めていった。そして事例検討の最後には、検討を行ったことについての気づきや学びについても意見を出し合った。

なお、【本人(クライアント)の想い】は【成功要因】と【阻害要因と提案】を導き出すために必要な前段のプロセスとして捉えることができるため、本論文では字数の関係上その内容については割愛する。

また、事例提供者であるメンバーには、将来的に論文化するなどの形で成果を公表する旨、口頭で確認し記録にも残している。内容については、検討内容に影響しない範囲で一部事例内容を変更し、個人の特定はもちろんだこの区社協の事例であるかも特定できないよう配慮している。

4 事例概要と分析結果

4-1 【事例1】希望の活動を紹介しても活動につながらない活動希望者の相談

4-1-① 事例の概要

50～60歳代の女性。夫婦で長年自営業をして

いたが、夫が長期入院したため自営業は廃業した。一人であることがなく、ボランティア活動をして気分を変えたいと本人より相談があった。見た目は穏やかそうだが、気持ちは焦っているような印象で、何かで時間を埋めて気持ちを静めたいように感じた。自分のしたいこと(=子どもと遊ぶこと)ははっきりしている様子である。

コーディネーターとしては、障がい児への関わりや保育ボランティア等、約6つの活動を紹介したが、「障がい児とのかかわりはしたいことと違う」「保育ボランティアはイメージと違う」などと活動にはつながらなかった。とりあえず登録をしてもらって終わった。

4-1-② コーディネーターの問題意識

活動をいくつも紹介するが、本人の思うような活動がなく断られ、活動に結びつかない。

4-1-③ 分析結果

成功要因：提案できるものを探して6つも提案したこと、近隣区への聞き取りをして情報を集めたこと、ボランティア登録を勧めたこと、スピード感のあるコーディネートをしたこと等が挙げた。

阻害要因と提案：家の状況が変化したこと、本人にあう活動がなかったこと、本人にイメージができていないので選べないこと、聞き取りが不十分で核心にまでたどりつけなかったこと、単なる情報提供になってしまっていたこと等が、うまくいかない要因として挙げた。そこから、まずはここからというように、とりあえず子ども以外の活動を提案するのでも良かったこと、施設や機関などに問い合わせる活動を紹介すること、ボランティア体験会に誘うこと、継続した働きかけが必要なこと、相手を理解し、想いを汲み取ること、直接会って話をしてみることなどの提案があった。

4-1-④ 本事例の考察

支援を求める依頼者であれ、ボランティア活動の希望者であれ、初めての依頼や相談は、本人に

とって非常に勇気のいるものであったはずである。勇気をもってようやく行動に移したクライアントに対し、専門職の側はその思いを丁寧に聞き取る必要がある。自分たちが当たり前と思っていることが、当然相手も知っていると思い込んでいることもある。コーディネーターは、子どもの活動とえば、今の自分の引き出しでは保育活動であったかもしれないが、本人はもっと小学生や中学生をイメージしていたかもしれない。言語、非言語を含め対話の中から、様々な可能性を探っていく必要がある。また、「子どもに関わる活動」と指定してきていても、多くの場合、本当にその活動だけがしたいのかという、一概には言えず、自分がイメージできていないだけであったり、未知の活動と出会い参加することで、また新たな発見や経験ができる可能性もある。ボランティアコーディネーションは探り合いの中から何が出てくるか、何にたどり着くかわからない面白さがある。

このように、本事例では、丁寧な聞き取りと活動のイメージを広げることの重要性が明らかとなった。

4-2 【事例2】 精神障がいがあるボランティア活動希望者への支援

4-2-① 事例の概要

地域生活支援センターの職員から、精神障がいのある人にボランティア活動を紹介してほしいと相談が入った。本人は、教員免許を活かして、子ども関係や、楽器演奏のボランティアを希望しているとのこと。医師からは、無理のない程度なら活動可能と言われている。

地域生活支援センターの職員と同伴で本人と面談した。ニーズを確認したうえで、まずは一時保育の活動の見学から始めることを提案し、コーディネーターと共に活動を見学した。その際、子どもの関わりを見ていると子どもとうまくコミュニケーションを取りながら関わるのが難しい様子で、周囲からも不安の声があった。

その後も地域生活支援センター経由で本人より

活動がしたいが依頼はないかと問い合わせがあるが、保育の活動は不安が大きく、地域生活支援センターの職員やコーディネーター等の見守りが必要と判断したため、まだ活動を紹介していない。

4-2-② コーディネーターの問題意識

本人よりも周囲の不安があり、活動に結び付けることができない。地域生活支援センターの職員とコーディネーターとのやりとりが中心で、本人との直接のやりとりが少ないため、本人の意思確認などスムーズで確実なコーディネーションにつながりにくい。

4-2-③ 分析結果

成功要因：活動に同行し見学を行ったこと、他の専門職と連携し情報を共有できていることなどが挙げた。

阻害要因と提案：別の活動のイメージが本人にないこと、紹介した活動のハードルが高すぎること、本人の他者との関わりが少ないことなどが課題としてあがった。その上で、本人と見学を振り返る時間を設けること、地域生活支援センターの職員も交えて三者で話し合う機会をもつこと、活動先に本人の特性を知ってもらうことなどの提案が挙げた。

4-2-④ 本事例の考察

個人情報や自己開示をどこまで求めるのかは本事例の一つの課題と言える。全てを開示することを求められるものではない。しかし、少なくとも共に活動をしていく上で活動に影響を及ぼす事象がある場合は、開示していく必要がある。それが同じ志をもつ仲間としてや、より良い活動にしていこうためのルールと言える。そういう意味では、本人と地域生活支援センター職員とコーディネーターだけでなく、ボランティアグループメンバーや活動先のスタッフも含めた協働体制をつくり、話し合いの場を設けることも必要である。そこで何に留意し、どうすれば活動ができるのかを共

に考え、工夫し、リスクを減らし、安心して活動できる環境を作っていくことはボランティアコーディネーターの大きな役割である。また、本人らと共に振り返る時間を持ち、省察を繰り返しながらステップを踏んでいけるよう、道筋をつけていく役割も大きい。

このように本事例では、精神障がい等の課題のある活動希望者への連携協働体制と情報開示を含めたルールづくりの必要性が明らかとなった。

4-3 【事例3】多胎児のワンオペ育児への支援についての相談

4-3-① 事例概要

ファミリーサポート担当職員からの相談。本人は20歳代後半で生後3か月の多胎児の子育てを、夫は仕事が忙しいためほぼ本人一人で行っている。マンションに住んでいるがエレベーターがなく、子どもたちを連れての外出は困難である。保健師も週一回程度訪問しているが、母乳育児を勧めてくることに本人は苦痛を感じており、関係はあまり良くない。

精神的にかなりつらい状態になっており、ファミリーサポートの利用会員として登録を行い、毎日2、3時間話し相手になってくれるボランティアを探している。

4-3-② コーディネーターの問題意識

単に話し相手のボランティアを紹介するだけで良いのか（他にすべきことがあるのではないか）。

4-3-③ 分析結果

成功要因：ファミリーサポートにつながることでできたことや保健師など専門職が関わっていること、そのことで本人が今のしんどさを吐露できる場があることである。

阻害要因と提案：住宅等の環境や夫が家に入らないことは大きな課題と言えるが、大きな改善は難しい。提案としては、保健師やファミリーサポート担当職員を始めとした専門職（関係機関）の情

報共有の場をつくることや、多胎児をもつ親の会（当事者会）を紹介、また当事者の仲間につなげることも重要である。

4-3-④ 本事例の考察

ボランティアコーディネーターはソーシャルワーカーでもある。ソーシャルワーカーがそのクライアントのニーズをアセスメントする時、本人のニーズを狭く捉えたと、真のニーズを見落とししてしまうことがある。その真のニーズは何か常にクライアントの生活全体や思いを想像し慮っていく必要がある。ブラッドショー.Jの4つのニードにおいて、本事例では、「話し相手がほしい」という本人が気づいている①感得されたニードがあり、それをボランティアへの依頼、つまり②表明されたニードとして表した。しかし、その奥には本人が言語化できていない、もっと生活の全体的なニーズが複合的に横たわっている。そこにボランティアの依頼という形でコーディネーター（ソーシャルワーカー）が関わるきっかけができたと解釈すべきである。アセスメントとは単に情報を収集するだけではない。その情報を取捨選択し何が必要なのか、何が課題なのか見立てることである。このような深読みと支援のできる人材が専門職であり、単純にマッチングすることが仕事であれば、機械でもできる。だからこそAIが進化していく社会にあっても必要とされる職業であり、そうありたい。

このように本事例では、クライアントの全体性を考えたニーズアセスメントとその支援の重要性が明らかとなった。

4-4 【事例4】特定の課題解決に向けたアクション型の当事者グループへの支援

4-4-① 事例概要

同じ悩み（特定の課題）をもった人達に対し、その課題についての理解促進や解決に向けての支援を行うグループからの相談。当事者が多い。啓発のためのセミナーの開催や、当事者のための

カフェの開催などを行っている。一人でも多くの人にこの問題を知ってもらいたいという思いが強く、いずれはピアサポートの事業も展開していきたいと考えている。そのため行政などともつつながり支援してほしいと思っている。社協としては、今まで全てのイベントに関わってきたが、少しずつ手を放したいと考えている。

4-4-② コーディネーターの問題意識

社協としてどのような関わり方が適切なのか迷っている。

4-4-③ 分析結果

成功要因：SNSなどで個々の当事者や団体とつながっていること、企画力が高く、オンラインなど活動方法を工夫して実施できるスキルを持っていること、デザインの勉強をしていたことから見やすい資料やチラシが作成できるといったことが挙げられる。

阻害要因と提案：その課題についての社会の理解がまだまだであること、こういう状態になると「大変」といったマイナスイメージが強いことが挙げられる。そこで、ボランティアセンターだけでなく、区社協内の他の部署と連携することで活動の場が広がること、同様の悩みを抱えている人がいそうなグループ、当事者会にも声をかけ、情報提供してネットワークを広げること、区内の実態把握のための調査をすることなどが挙げた。

4-4-④ 本事例の考察

本事例では、コーディネーターは、アクション型のグループに対しての社協として関わり方について戸惑いを感じている様子がみてとれた。そういった活発なグループと出会うと、関わり方が消極的になってしまいがちである。一つのグループに手厚くすることは問題ではないのかという、公平性の観点から明確ではないにしても職場内での暗黙のルールのようなものが見え隠れする。しかし、実際に挙がってきた要因や提案は、前向きな

関わり方を前提にしたものばかりであった。つまり純粹に客観的な視点で見て言語化すると、先駆的な課題の解決に向けて支援をしていくのがボランティアセンターの役割であることが明確化される。一からグループをボランティアセンターが作る場所から始めなくても、グループはすでにできて熱意もあり実際に動いている。課題解決に取り組んでいるグループがいるのであれば、その支援をすることは、ボランティアセンターの存在意義を示すことができるチャンスと捉えることもできる。

母体が社協であるということはややもすると、それゆえに地域にまだ認知されていない少数で先駆的な課題に取り組むことを遠ざけてしまうこともあり得る。しかし、社協という組織を強みとして活かすチャンスでもある。地縁型とテーマ型の間を取り持つことができるし、多様なネットワークとつなげることもできるし、行政とのパイプがうまく活用できる可能性もある。この社協の強みを少しでも活かすことができるようにするためにボランティアセンターという器が社協内に置かれている。

社会に何らかのインパクトを与えることができるボランティアセンターを目指さなければ、その存在意義はますます薄らいでいく。ボランティアコーディネーターによる支援は決して均等であることが求められるわけではない。今、今後必要だと思われる課題にこそ手厚く取り組んでいく必要がある。地域内のパワーバランスを考える必要はあるが、人々の意識のちょっとした変化など小さなことも含め、地域社会を変革していくことがボランティアセンターのミッションである。なぜ多様な参加が必要か、それは、一人ひとりの人生の充実、自己実現もあるが、それによって社会がより良い方向に変化していくことが可能になるからである。今、この先何が課題となり何に支援していく必要があるのか、ボランティアセンターはそれをアンテナショップとして発見することのできる器でもある。それはボランティアを求める人か

からも入手できるが、周囲の人々、ボランティアからも教えてもらえることはたくさんある。これらのニーズを的確にキャッチし、頼りになる存在として先駆的に積極的に取り組んでいくことが求められる。

むしろその関わり方としては本事例で出てきた「手ばなししていく」ことを視野に入れたものである必要はある。しかし「手ばなししていく」という言葉には「早く縁を切りたい」という意味は内包されていないだろうか。自立を促していくことは必要であるが、自立とは縁が切れることではない。協働のパートナーとして主体的で、社協や様々なステークホルダーとより良い関係が結べていけるよう、丁寧な支援が必要である。

このように本事例では、組織としてのソーシャルアクションへの積極的関与の必要性が明らかになった。

4-5 【事例5】紹介できる活動先が開拓できていない

校下社協サポーターより、地域の行事に参加している独身の50歳代の男性からボランティア活動がしたいと相談があったので対応してほしいと連絡を受ける。本人は今まで個人でデイサービスや特別養護老人ホーム等の施設で落語やマジックを披露してきた。しかしコロナにより活動場所がなくなってしまった。今後は飛沫感染のことを考え、落語ではなくマジックを中心に活動していきたいので、活動先を紹介してほしい。生活のなかで、仕事もあるが、ボランティア活動は気持ちの上での比重が高く、早く活動がしたいと思っている様子。

コーディネーターはまず、ボランティアセンターまで来所してもらい、センターの説明や本人の活動のニーズの聞き取りを行い、一旦ボランティア（個人）登録をしてもらった。その後、1カ所だけ関わりのある施設があるので、その施設に連絡をとり、活動が始まった。

4-5-② コーディネーターの問題意識

区内で紹介できる施設は1カ所のみで、他の施設とはボランティア活動ではつながっていないことに気づいた。

4-5-③ 分析結果

成功要因：本人がコロナ禍でも活動したいという思いを変わず持ち続けていること、本人のニーズを校下社協サポーターがキャッチしてくれ、区社協につないでくれたこと、コーディネーターとサポーターとの顔の見える関係ができていること、本人に会って直接思いを聞き取っていること、本人が希望する活動の場を紹介することができたこと、社協やボランティアセンターを知ってもらう機会になったことなどである。

阻害要因と提案：子育てサロンや子ども子育てプラザでも活動してもらうこと、活動範囲を聞き取り、可能であれば他区での活動も考慮すること、校下社協サポーターに地域で活躍できそうなことがないか聞いてみること、校下社協サポーターと一緒にコーディネートすることで参加や地域の力が增えること、区のサポーター連絡会で特技を披露してもらうこと、同じような特技をもって活動している方がいれば参考にすること、ボランティアのPR動画を作成、配信すること、チラシを作成してボランティア依頼を逆募集すること、これを機会にサポーターと施設のボランティア活動に関する調査を行うことなどが挙げた。

4-5-④ 本事例の考察

50歳代の独身男性ということで、将来の孤立への懸念があり、コーディネーターはボランティア活動で社会につながっておくことの重要性を感じている。

コーディネーターには、多様な人たちを結びつけ、創造していくネットワークの役割がある。そのためにはネットワーク自身が多様な人々とつながる必要がある。検討のプロセスのなかで、ボランティアコーディネーターとしてネットワー

カーとなり、必要な情報を得ていくための、つまり地域社会に発信しつながっていくための、あるいはつなげていくための方法が具体的に提示された。コーディネーターはネットワークについて意識をしてはいたが、実際にニーズと出会い、また事例検討するなかで、自分の引き出しのなさ、ネットワークの乏しさに気づかされている。

コーディネーターはこれを機会に、今までつながりのなかった施設に連絡を取り、ネットワークを広げていった。ボランティア活動をしたいというニーズに出会った時、コーディネーターは化学反応が起き、突き動かされる。今後は、区内にアンテナを張り巡らせ、把握し、多様なネットワークを作っていくことが求められる。それが、多様なニーズに対応できるコーディネーションにつながる。社会参加の保障は人が人として社会の一員としてあることの保障であり、本事例のようにボランティア活動が「生きがい」となっている場合もある。その支援は、人々のwellbeingにとって非常に重要な支援と言える。

このように本事例では、コーディネーター自身のネットワークの構築の必要性が明らかになった。

4-6 【事例6】ボランティアの高齢化による活動のミスマッチについての相談

4-6-① 事例概要

講座実施時に行う一時保育のボランティア活動をしている80歳代の女性。地域の活動にも積極的に、食事サービスや体操にも参加している。

保育の活動については、本人は「また行くよ」と前向きな話をしてくれ、活動が自身の健康維持につながっているようである。しかし他のボランティアからの情報では、活動の様子を見ると、熱意はあるが、とてもしんどそうであること、また活動も自己流で伝えたことと違う動きをすることもある。本人は良かれと思ってやっているようだが、リスクもあり心配である。

4-6-② コーディネーターの問題意識

今まで活発に活動してくれていたボランティアに対して、高齢に伴い難しくなってきた活動の支援をどのように行っていくべきか。

4-6-③ 分析結果

成功要因：本人が楽しく活動していること、活動に参加することで本人の生活のリズムができていること、本人の交流関係が幅広い（食事サービス、個人ボランティアの活動、グループでの活動等）こと、本人のやる気を受け止め、活動に結びつけていること、本人の活動の様子をまわりが気にかけていることなどが挙げられた。

阻害要因と提案：本人の気持ちが先走ってしまっていて体がついてきていないこと、本人が活動できる範囲を見極められていないこと、組織としての責任があるので、保育での事故のリスクを出して（「ヒヤリハット」）つぶしていくこと、本人の希望する内容、できることを再度聞き取る必要があること、高齢化に伴い、できそうな活動や仕方の工夫が必要であること、本人に事前に研修を受けてもらう必要があることなどが挙げられた。

4-6-④ 本事例の考察

本人の強みに着目することで、リスク回避や他の活動への可能性を広げている。コーディネーターで重要なことは、両者ともにいかにwin-winにもっていくかである。どちらか一方だけがメリットを感じ、一方はリスクを負ったり無理をしている状態にならないようにしていく必要がある。本人のイメージにあるのは、今までの活動ができていた自分であり、他の活動についてもイメージは誰かに情報提供を受けない限り持つことはできない。したがって、少々無理をしてでも同様の活動を続けていくことになる。私たちは常に或いは永遠に同じ状況（環境）であるわけではなく、それは日々変化していく。また今の自分に何ができて（強み）何が苦手なのか、自分自身でも明確にわかっているわけではない。だからこそ専門職であ

るコーディネーターが間に入り、新たな情報を伝え、共に考え、活動を工夫したりボランティアが新たな活動にチャレンジできるよう、その可能性を広げていく継続的な支援が役割となる。マッチングができたことが終結ではない。活動の振り返り、フォローアップを行い、継続的な線の支援や他のグループや組織、地域を視野に入れた面の支援が求められるのである。

このように、本事例では、状況の変化に応じた丁寧で継続的な支援の必要性が明らかになった。

4-7 【事例7】初対面の活動希望者への伝え方

4-7-① 事例概要

当区に来て2年ぐらいの70代後半の女性からの相談。以前も他市でボランティア活動していた。自身が家庭の状況で苦勞し（DV被害、シェルターでの生活など）、いろいろな人から助けられたので、人のために何かしたい。その想いに応えたいと、コーディネーターとしていろいろ伝えつつもりだが、本人は話を聞いてくれたことについては満足してくれたものの活動についてはしっくり来なかった様子。他市で活動していた時は、分厚い資料からボランティアを選択し、施設での活動をしていたとのことで、そのような資料がないことがその一因のようである。最終的に「デイサービスのイベントボランティア」について1番興味を示されたものの、もう少し暖かい気候になってから活動を開始したいと一旦持ち帰られる。

4-7-② コーディネーターとしての問題意識

本人が活動を保留にしたのは、活動に対して選択肢も少なくしっくりこなかったのではないかとこの不安が残る。初めて、ボランティアしたいと来た人に対して何を伝える必要があるのか、また、紹介できるもの（資料、データ）がない。

4-7-③ 分析結果

成功要因：本人は人のために何かしたいと行動に移していること、少々楽しくない活動でも活動

してくれる可能性があることなどが挙げられた。

阻害要因と提案：初めて活動される方にもできるような活動を用意しておくことも大事であること、楽しさ、喜びを感じてもらえるような取り組みをつくっていくことが大切であることなどが挙げられた。

4-7-④ 本事例の考察

ネットワークや引き出しの重要性の先には、それをどのように見立て、見える化し、適切にわかりやすく伝えるのかも問われる。資料にまとめられていた他のセンターのことをしきりに話していたという本人にしてみると、どんな活動があるのか自分の目で確かめてから決めたいという思いがある。

人と人とのコミュニケーションでは言語だけでなく、視覚を中心とした非言語の情報も重要だと言われている。ただでさえ初めて訪れたボランティアセンターで、初めて話したコーディネーターの話が耳だけでどれほど理解できるだろうか。面接では、情報を聞き出しアセスメントすることが注視されがちである。しかしコーディネーターの仕事の目的はさらにその先にある。それは単に理解してもらうためではなく、その先の共感を呼び起こし、「活動してみたい」と思わせ、実際の行動に移してもらうまでもっていくことである。そうなるには効果的な伝え方を創意工夫する必要がある。

このように本事例では、共感から行動へ移すことができる伝え方の創意工夫の必要性が明らかになった。

5 事例検討後の事例提供者（コーディネーター）の声

それぞれの事例提供者から事例検討を終えて、事例検討の行為自体に対する気づきについて確認を行ったところ、次の3つが挙げられた。

5-1 本人の立場にできるだけ立とうとする試みの重要性を実感した

本人の立場に立って考える時間をきっちりとすることで、何が問題なのか、どうすれば良いのか、明確になった。本人への眼差しが深まり、ストレスを見つめなおす機会ができたことで、本人への共感が高まった。

5-2 事例検討での提案を実践に活かすことができた

事例検討で出た提案、改善策をその後の実践に活かすことができた。

5-3 他者からの自分自身への前向きな評価による安心とモチベーションが向上した

成功要因の検討などで自分自身のできていることが客観的に他者から評価され、安心やモチベーションにつながった。

また、事例検討で出た提案などを参考に実践していくことで、結果的に活動に結びつくなどし、ボランティアから感謝の気持ちを伝えられたり、いきいきとしたボランティアの姿をみることで、前向きな気持ちになった。

以上、今回の7つの事例からは、【事例1】丁寧な聞き取りと活動のイメージを広げることの重要性、【事例2】精神障がい等の課題のある活動希望者への連携協働体制と情報開示を含めたルールづくり、【事例3】クライアントの全体性を考えたニーズアセスメントとその支援、【事例4】組織としてのソーシャルアクションへの積極的関与、【事例5】コーディネーター自身のネットワークの構築、【事例6】状況の変化に応じた丁寧で継続的な支援、【事例7】共感から行動へ移すことができる伝え方の創意工夫、がそれぞれ重要な視点として挙げた。

また、事例検討後、事例検討の行為そのものに対しては、①本人の立場にできるだけ立とうとする試みの重要性を実感した、②事例検討での提案

を実践に活かすことができた、③他者からの自分自身への前向きな評価による安心とモチベーションが向上した、といった意見が挙げた。

6. 全体をとおしての考察

最後に、これらの結果を踏まえて、社協のボランティアセンターやボランティアコーディネーションについて下記の視点で考察する。

6-1 日々取り組んでいるボランティアコーディネーションの実践

これらを筒井の8つの役割にあてはめてみると、すべては繋がってはいるものの、中でも特に大きい役割を考えた場合、【事例1】受け止める・つなぐ、【事例2】つなぐ・創り出す、【事例3】受け止める・求める・つなぐ、【事例4】受け止める・創り出す・まとめる・発信する、【事例5】求める・創り出す・集める、【事例6】つなぐ・高める・創り出す、【事例7】求める・集める・まとめる・発信する、というように、8つすべての役割が課題に含まれていることがわかる。今回の事例で浮き彫りになった課題は、特に目新しいものがあるわけではないかもしれない。しかし少なくともコーディネーターはこれらの役割に真摯に向き合い、取り組んでいる、あるいは取り組もうとしているからこそ、全ての役割が事例に表れてきた。一方でこのことは、全ての役割について、困難さを抱えているということでもある。特に新人コーディネーターにとっては、目の前の対応に精いっぱい、何を目指し動いていけば良いのか具体的には見えにくく、不安が募る要因ともなっている。

6-2 ボランティアのニーズの捉え方と、その支援

ボランティアコーディネーターは、ややもすると目の前の依頼者の支援に引きずられ、ボランティアを資源化してしまうこともあり得る。多様な参加を実現しようとするとき、本事例でもあった、

ニーズをどう捉えるかということが一つのカギとなる。つまりボランティアを求めている人と同等に、ボランティア側を「ボランティア活動をしたというニーズをもった対象者」であるときっちり捉えることが大切である。今回の事例のほとんどが、ボランティアへの支援に関するものであった。このことは、メンバーがボランティアに対して真摯に向き合っていることの表れでもある。

ネット検索やSNSのつながりで直接連絡をとることができるようになり、ボランティアセンターが直接仲介するケースは減少している。しかしこのことにより果たして多様な参加が問題なく実現できているのだろうか。今回の事例からもわかるとおり本当に誰でもが簡単にボランティア活動に参加できるようにすることは実際にはかなり難しい。社会的孤立、引きこもり、本人の経験や特性などから気軽に活動というわけにはいかないこともたくさんある。直接連絡をとったNPOや施設等の活動先でボランティアのことを理解している担当者がおらず、お互いが嫌な思いをしたり、傷つくような経験をした人や自信のない人などが、ボランティア活動に参加できるよう支援していくこと、このようなインクルーシブなボランティア活動を支援していくことは、ボランティアセンターが果たすべき役割として今後益々重要となる。

そのためには、一つには、先に示したブラッドショー・Jの4つのニードでもわかるように、ニーズの捉え方である。表明されたニーズだけで判断するのではなく、この人はなぜボランティアがしたいのか、どういったイメージをもっているのか、隠された思いがあるのではないのか。どんなことが強みで、どんなことが苦手なのか。福祉やソーシャルワークの価値や倫理を踏まえ、アセスメントしながら丁寧な支援が必要となる。

もう一つには、ボランティアと共に、活動している地域・組織・団体へのボランティアに対する理解促進や活動支援により、インクルーシブな場を生み出していくことも必要となる。

6-3 事例検討を行うことの意義

今回の事例はわずか7事例ではあるが、市内24区のボランティアセンター担当者やその支援を担う担当者にとって、参考にし得るものであると考える。

事例検討後の事例提供者の声からは、事例検討という行為そのものに対して、「本人の立場にできるだけ立とうとする試みの重要性」、「事例検討での提案を実践に活かすことができたこと」、「他者からの自分自身への前向きな評価による安心とモチベーションの向上」が気づきとして挙げられた。事例検討の最初に本人の思いを想像し本人の思いを付箋に代弁しながら話し合うプロセスが、本人への共感度を増し、その時には出てこなかったクライアントのストレングスに気づいたり、その後の実践に活かすことができた。そして何より組織内で悶々としていた自分の行為や考えが、事例検討をとおして言語化され客観的に他者の評価を受けることで、安心と仕事に対するモチベーションの向上につながっている。これらは、事例検討の大きな効果と言える。

コーディネーターは日々の実践に追われ、そもそも何が問題なのか、もっと言えば自分は何が問題だと思っているのか（何にひっかかっているのか）明確になっていない。その対応方法や向き合い方が良かったのか悪かったのか、どうすべきだったのか答えのないまま積み上げていかねばならない状況となっている。そこで日々の実践を振り返り意味付けをすること、つまり、事例検討をとおして、その実践をどう見立てるのか、客観的な他者による評価と省察の場をもつことは、スキルアップやモチベーションアップのために非常に重要な機会となる。

コーディネーターが役割を全うするためには、ボランティア活動が、社会参加や貢献が、本人にとって、社会にとってなぜ大切なのか、そしてそれを支援するボランティアセンターやボランティアコーディネーションという自分の仕事の必要性、意義について実感を伴った理解ができている

かということが重要である。今回の事例検討はその一助となったと考える。

6-4 おわりに ～多様な参加の実現～

今日、共生社会の実現が謳われるなか、「多様な参加」が求められている。ボランティア活動は社会をより良くしていく活動であることから、どれだけ多様な人々が多様な形でボランティアに参加できるようにしていくことができるかが、社会をより良く変化させていくことにも直接的に影響していく。また多様な参加は、「助ける人、助けられる人」という二極的な構造ではなく、「ある時はある部分である人に助けられ、ある時はある部分である人を助ける」ということでもあり、共生社会の可能性を広げてくれる。

個人の視点で見た場合、社会参加の方法のなかで例えば就労のハードルが高いことは容易に想像がつく。その他にも趣味活動、サロンへの参加など、多様な形態、場が考えられるが、それらの中でもボランティア活動は、就労ほどのハードルは高くなく、単に仲間ができるだけでなく、単なる社会参加から一歩踏み込んで社会に貢献できるという、魅力ややりがいがある。したがって、この「ボランティア活動」を多様な参加の一形態として広げていくことは非常に意義深い。

ボランティアセンターは、そもそも旧態依然とした社協のために、先駆的で創造的な実践ができる装置として必要であった。また、社協ボランティアセンターができ始めた1980年代当時は、介護保険もなく、地域で共に暮らしていくための体制やサービスが脆弱であった。このような時代には、(決してボランティアに対して不実なことをしていたということではないが、) どちらかというといかに目の前のボランティアを求めている人、いわゆる狭い意味でのクライアントを支援すれば良いかを考える、個別支援のソーシャルワーカーとしての役割を重視せざるを得ない部分があった。結果的にボランティアを知らず知らずのうちに「資源化」してしまっていたことも否めな

い。しかし今日、地域で暮していくための体制やサービスが一定確保されつつあり、地域共生社会や「多様な参加」をどう実現していくのが重視されるようになっていく。ボランティアセンターもその装置として役割を果たす必要がある。このことは、ようやくボランティアの側を重視し、多様な人々が参加できるよう支援することにも力を注ぐことができるような時代になったということでもある。そして今日、ボランティアセンターが開設された当時に比べれば、社協は柔軟になり社協全体としてあらゆる部署で多様な主体とつながり、実践されつつある。ボランティアセンターでなくても先駆的で創造的な実践に取り組めるようになりつつある。しかし、どんな住民・市民にも常に門戸を広げ、一人ひとりの形になっていない想いを形にし、地域や社会に参加、参画できる部署は社協内には他にない。

また、述べてきたように、ボランティアの「活動したい」ニーズは、そのままではうまく現実の社会では貢献できるまではいかないことも多い。ましてやワクのない、あるいはワクに収まらないボランティア活動、時には新たなものを創造していくボランティア活動、主体性といういつ消えてもおかしくないものを拠り所とするボランティア活動、ややもすると「助ける人」「助けられる人」で対等にならないこともあるボランティア活動である。この支援が誰でも、機械でもできるということでは、決して良い結果が得られるとは思えない。むしろ、インクルーシブな社会を目指して多様な人々の参加が望まれる今日だからこそ、丁寧で専門性の高いコーディネーションが必要となる(岩本 2022)⁽⁵⁾。

地域福祉を推進する社協が専門職として関わる意義はますます大きい。そのために今後に向けては、一つにはボランティアコーディネーションやボランティアセンターに対する評価が、これまで量的なものに偏っており、何件の依頼があり何件ボランティアが対応したのか、何件解決したのかというように数的なものへの偏りと、依頼者の側

に偏っていた傾向がある。文中でも示した依頼者のみを支援対象としてみる狭義の個別支援のソーシャルワークの視点が残っていると思われる。また事例検討でも明らかになったとおり、質的な評価をしていくことも必要であろう。もう一つには、専門的な視点やスキル、ネットワークをもったコーディネーターが育つために、日常的な組織体制や研修体制が更に強化されていく環境をつくっていくことが必要と考える。

謝辞

最後に、本研究会では多くの人々と出会い、共に学ぶことができました。研究会のメンバーに感謝いたします。特に大阪市ボランティア・市民活動センター職員の方々には、開始当初から根気よく前向きにサポートをし続けていただき、その結果このように成果をまとめることができました。重ねて感謝申し上げます。

(いわもと ゆうこ：関西国際大学)

(おおうら みずき：福島区社会福祉協議会)

(おかだ ゆな：港区社会福祉協議会)

(みき かすみ：浪速区社会福祉協議会)

(まつばら あかり：東成区社会福祉協議会)

(かわはら りさ：東成区社会福祉協議会)

(いまい りな：東成区社会福祉協議会)

(こが まなみ：城東区社会福祉協議会)

(みやざき ちづ：阿倍野区社会福祉協議会)

(たつみ としろう：大阪市社会福祉協議会)

注

大阪市内各区社協のボランティア・市民活動センターでは、「ボランティアコーディネーター」という呼称は特に使用していないが、本稿ではボランティア・市民活動センターの運営を担う職員について、その職務内容から「ボランティアコーディネーター」または「コーディネーター」として表記する。

引用文献

- (1) 筒井のり子 (1990) 『ボランティアコーディネーター—その理論と実際』—大阪ボランティア協会、p.66-76、p.82-83。
- (2) 早瀬昇, 筒井のり子 (2015) 『ボランティアコーディネーション力—市民の社会参加を支えるチカラ—ボランティアコーディネーション力検定公式テキスト』 特定非営利活動法人日本ボランティアコーディネーター協会, 中央法規出版、p.38、p.158-160。
- (3) Bradshaw, Jonathan (1972) A taxonomy of social need. in McLachlan, Gordon, (ed.), 『Problems and progress in medical care: essays on current research』, 7th series. Oxford University Press, London, pp.71-82
- (4) 岩本裕子・南多恵子 (2018) 「インクルーシブなボランティア活動の広がりを目指した事例研究法に関する一考察～フォーカス・グループ・インタビューの結果をもとに～」『日本福祉教育ボランティア学習学会研究紀要』 2018、30-5、p.5-18。
- (5) 岩本裕子 (2022) 「人との関係構築が困難なボランティア活動希望者の活動参加促進要因の検討 ～インクルーシブなボランティア活動の広がりを目指したボランティアコーディネーション」『日本の地域福祉』 35、pp.39-5。

大阪市西成区社会福祉協議会における ニーズ収集方法の再検討について

橋 口 風 伍 藤 井 和 希
中 西 一 美

サマリー

本稿では、大阪市西成区社会福祉協議会（以下、区社協）が小地域にて実践する、アウトリーチによるニーズ収集の取組みについてまとめ、考察をおこなった。この取組みは、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）感染拡大以前と以後で大きく実施内容の転換をおこなった経過がある。そのため転換以前及び転換後の比較検討をおこなった。転換以前は、地域の会館に週 2 回、区社協職員が 1 人常駐する総合相談窓口を開設していたが、平均の相談件数は月に 1.0 件であった。転換後は、区社協内の部門間連携及び地域活動者と連携した、円滑な個別支援対応の実現にむけ、居場所での平時からの見守りと聞き取り、地域活動者との情報交換をおこなっている。転換後、平均の相談件数は月に 1.9 件へと増加した。同時に、職員が他部署の職員の目的や必要な情報を理解し、収集することで、業務の重複を防ぎ、効率化につながった。

この実践の目的や内容は、地域のニーズと区社協の体制から作り上げられたものであるが、重層的支援体制整備事業に多くの点で類似している。令和 5 年 6 月現在、西成区及び大阪市では重層的支援体制整備事業を通じた実践はおこなわれていないが、結果として同様の取組みのニーズがあり、効果があることが判明したのではないかと考える。

キーワード

社会福祉協議会、アウトリーチ、総合相談

目次

- 1 はじめに
- 2 報告方法
 - 2 - 1 定義
 - 2 - 2 考察方法
 - 2 - 3 データ収集
 - 2 - 4 倫理的配慮
- 3 T 地域の基礎情報
- 4 旧プロジェクト
 - 4 - 1 実施経緯
 - 4 - 2 実施体制及び内容
 - 4 - 3 データからみる取組み結果及び評価
- 5 新プロジェクト
 - 5 - 1 実施経緯
 - 5 - 2 実施体制及び内容
 - 5 - 3 データからみる取組み結果及び評価
- 6 考察
 - 6 - 1 新旧プロジェクトの比較
 - 6 - 2 部門間連携によるアウトリーチについて
 - 6 - 3 ふりかえり会について
 - 6 - 4 今後のプロジェクト展開への課題
- 7 おわりに

1 はじめに

社会福祉協議会は社会福祉法第109条、第110条、第111条にあるように、地域福祉の推進を図ることを目的に設置される民間の社会福祉法人である。社会福祉法の前身となる社会福祉事業法から、その目的は普遍的なものであるが、社会の多様化に伴い、個別課題や地域課題も多様化、複雑化している。そのため現在は、専門職による支援のみではなく、地域のつながりの中での予防及び解決が求められている。これにより、社会福祉協議会が推進する地域福祉の目標も、地域の自助力の向上がより一層求められていると考える。

区社協は小地域にて、アウトリーチ型相談窓口の開設と、地域活動者との情報交換によるニーズ収集の取組みを実践している。本稿にて我々はその取組みに着目し、目的や背景、活動状況についてのふりかえりをおこなう。また、この取組みは新型コロナウイルス感染症（COVID-19）感染拡大以前と以後で大きく実施内容の転換をおこなったため、転換以前及び以後の取組みにて比較検討をおこない、報告する。

2 報告方法

2-1 定義

T地域において、区社協が平成26年8月から令和2年2月まで実践をおこなった、T地域なんでも相談窓口に関連する実践を「旧プロジェクト」とする。

令和4年4月から継続実践する、T地域なんでも相談窓口に関連する実践を「新プロジェクト」とする。

地区社会福祉協議会、連合振興町会、地域活動協議会、ネットワーク委員会、民生委員児童委員協議会等で活動する住民を「地域活動者」とする。

地域住民や地域活動者が発見した要支援者を「気になる方」とする。

平均の値については、小数点第二位を四捨五入した値にて表記する。

2-2 考察方法

旧プロジェクト及び新プロジェクトの実施体制及び内容、データを整理し、両プロジェクトに対する評価をおこなう。両プロジェクトの比較検討から実践の効果と課題について考察する。

2-3 データ収集

旧プロジェクトについては、保存されている文書からプロジェクトの経緯、内容等のデータについて集約をおこなった。旧プロジェクトのデータ集約について活用した文書は次のとおりである。

- ・実施にあたり開催された会議の会議録
- ・T地域なんでも相談窓口にて使用した広報物
- ・T地域なんでも相談窓口担当者日誌
- ・T地域なんでも相談窓口受付票

新プロジェクトについては、令和4年4月から令和5年6月までの記録からプロジェクトの経緯、内容等のデータについて集約をおこなった。新プロジェクトのデータ集約に活用した記録は次のとおりである。

- ・実施にあたり開催された会議の会議録
- ・T地域なんでも相談窓口にて使用した広報物
- ・T地域なんでも相談窓口の相談記録票
- ・地域支援システムにT地域を対象として記録されたデータ
- ・西成区地域包括支援センターの対象者情報管理システム上にて、「T地域」にてテキスト検索をおこない該当した支援経過記録
- ・令和5年1月に作成された、T地域を対象とした地域アセスメント情報

2-4 倫理的配慮

掲載する地域活動及び事例については各地域活動団体の長より許諾を得て掲載する。また、個人名については匿名とする。

3 T地域の基礎情報

地域の中心を十字に大きな道路が通り、地下鉄やバスが利用可能。そのため交通の便は良い。スー

パーやコンビニ、商店街などの店舗が比較的多く立地している。約10年前に小学校が閉校となり、現在は地域活動やスポーツ団体の活動拠点として活用されている。

令和2年度国勢調査を参照すると、人口は約9,000人、世帯数は約6,000世帯である。天王寺や難波、梅田へのアクセスが良い地域であるが、少子高齢化が進み、年少人口は5.0%を下回り、高齢化率は40.0%を超えた地域である。

主な地域活動は、地区社会福祉協議会、連合振興町会、地域活動協議会、ネットワーク委員会が協力し、実施されている。活動はふれあい喫茶（月1回）、高齢者食事サービス（月2回配食、年1～2回会食）、盆踊り、敬老会、餅つき、成人式、防災活動、防犯活動、見守り活動と多岐にわたる。また、園芸活動、ラジオ体操、百歳体操など地域住民が参加者兼、地域の活性化を担う活動も自主的に実施されている。特に令和3年12月からは、ふれあい喫茶の会場を廃校になった小学校の講堂に移したことで、ボランティア約50名、参加者約150名の合計200名規模での開催が続けられている。地域の事業所や飲食店のスタッフ、地元出身の学生へ協力の呼びかけや、活動者の特技を生かした会場装飾やステージプログラムをおこない、ボランティアの確保につながっている。

各団体の会長や委員長のつながりは強く、地域活動や見守りの目・支援の手は迅速に連携が可能である。また、地域活動者や団体の主体性も高い。地域として活動をすることで地域の活性化を図るという気風のある地域であると考えられる。

4 旧プロジェクト

4-1 実施経緯

T地域プロジェクト（以下プロジェクト）は、生活困窮者自立支援制度の運用開始にあたり、西成区が大阪市生活困窮者自立促進支援モデル事業のモデル区に指定されたことをきっかけとして構想が立ち上げられた。西成区では現在、生活自立相談について区社協と他の社会福祉法人との共同

体にて受託し、運営をおこなっている。プロジェクトは、本人からの直接相談に限らず、地域から気になる方の相談を受ける体制を整備するために、小地域内に拠点を設けたアウトリーチ型の相談窓口開設を手法として平成26年から開始された。

プロジェクトの最も古い記録は平成26年6月の立ち上げに係る会議である。小地域（小学校区）自立相談窓口の開設について地域活動者に対し、区社協の職員として生活自立相談員が、地域の会館を拠点とした相談窓口の開設を提案している。地域より、「会館の使用について、地域と区社協の信頼関係の中では問題ないが、今後、同事業を他の法人が受託した際に会館の使用を許可できるとは限らない。」と懸念が提示された。そのため、生活自立相談の単独事業ではなく、区社協全体の事業（アウトリーチ型の総合相談窓口）としてT地域なんでも相談窓口（以下、なんでも相談窓口）が平成26年8月より開設された。

4-2 実施体制及び内容

なんでも相談窓口は、毎週火曜日と金曜日の週2回、午前10時から午後0時までの2時間、区社協の職員が地域の会館に1名常駐する形式にて開設した。生活困窮を柱としながらも、あらゆる相談を受け付ける総合相談窓口と位置づけ、生活自立相談員、地域支援担当職員（以下、地活職員）、見守り相談室CSW（以下、CSW）、地域包括支援センターの相談員（以下、包括相談員）が各日当番制で常駐した。平成26年8月から令和2年2月の6年度にわたる期間、旧プロジェクトとして実践した。しかし、平成29年5月から10月の5か月間は会館の建て替えに伴い、なんでも相談窓口は休止した。そのため、実際の実施期間は61か月（約5年間）となる。

当初の構想には、T地域にて見守り活動をおこなう地域活動者との、支援調整会議を開催し、課題発見、情報提供、ケース検討をおこなう、相談支援体制の構築までが盛り込まれていた。しかし、実際はなんでも相談窓口のみが継続となった。な

んでも相談窓口の周知について、チラシの地域全戸配布及び行事での配布、地域の掲示板へのチラシの掲示等、地域の協力を得た周知啓発をした。また、チラシの設置やT地域なんでも相談窓口の周知協力を、電気水道ガスの営業所、周辺のスーパー、学校へ依頼した。

令和2年2月、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染拡大に伴いT地域なんでも相談窓口は休止した。令和4年4月に新たな形式での再開となるため、本稿では旧プロジェクトは令和2年2月に終結されたものとした。

4-3 データからみる取組み結果及び評価

表1 旧プロジェクトにおける相談対応について

年	件数
平成26年度 (8月初開催のため、4か月間は未実施として扱う)	15
平成27年度 (内、3か月について相談対応0件)	12
平成28年度 (内、7か月について相談対応0件)	11
平成29年度 (内、4か月について相談対応0件及び会館建て替えに伴い、5か月間の相談窓口休止)	9
平成30年度 (内、4か月について相談対応0件)	13
平成31年度/令和元年度 (内、7か月について相談件数0件及び新型コロナウイルス感染症拡大に伴い2か月間の窓口休止)	4
合計	64
相談者	件数
本人	22
地域活動者	33
住民	2
その他	7
合計	64
相談内容	件数
介護保険（制度説明・契約）について	23
所在・様子確認について	3
生活環境（家族・金銭）について	2
その他	36
合計	64

相談件数から評価をおこなうと、61か月間の実践の中で確認された相談件数は64件であり（表1）、平均で月に1.0件の相談を受け付けている。月に約8回、合計16時間の常駐をおこない、移動時間や周知啓発に時間や労力を要する中、相談受付のない日及び月がある結果は、費用対効果や労力対効果が低いと言わざるをえない。

また、生活自立相談のアウトリーチとして開始したプロジェクトであるが、生活困窮者自立支援制度の本格運用開始に伴い、生活自立相談の部署がプロジェクトから事実上脱退となり、プロジェクトの主担当者が不在となっている。これにより、目的が形骸化されたと考えられる。実際に、なんでも相談窓口担当者日誌では、開催時間内に相談者の来所が見込まれないため、自身の担当する利用者の訪問をおこなった記録も散見される。一方で、地域の気になる方について情報提供をされる地域活動者からは、「相談した後にどのように対応したのか、今後どうなるのかについて知りたい。」と区社協と地域との関係性や、役割についての提案がなされた記録がある。これは、構想時の自立相談支援体制の構築という全体像につながる動機づけが、複数の地域活動者内でもたれていたことによる提案だと考えられる。

旧プロジェクトは総合相談窓口としての機能や効果を十分に発揮できなかったが、地域へ区社協がアウトリーチする関係性づくりに、一定の効果を果たしたものだと考える。

5 新プロジェクト

5-1 実施経緯

T地域プロジェクトの新プロジェクトは令和4年4月から実践を開始した。旧プロジェクトが休止し、新プロジェクトを開始するまでの間に、区社協内では同一の地域包括支援センター圏域を担当する地活職員、CSW、第2層生活支援コーディネーター（以下、2層コーディネーター）の3人1組でアウトリーチや地域アセスメントをおこなう体制の転換をおこなった。区社協内の旧

プロジェクトの実践をおこなっていた職員のほとんどが人事異動等により区社協に在籍していない状況へと人員体制も変化した。T地域においては、ふれあい喫茶が新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染拡大禍においてもアウトリーチが可能な小学校の講堂へと開催形式の変更がされた。これにより、プロジェクトの再開と再構築が検討されることとなった。

旧プロジェクトの課題を踏まえ、①地域活動者との情報交換や意見交換の場の設置、②居場所での平時からの見守り、③総合相談窓口によるプロジェクトの再構築をおこなった。また、地活職員を新プロジェクトの主担当とし、月に1度、区社協内で部門間連携の場を持つこととした。新プロジェクトは令和4年4月に地域へ提案をおこない、同月から実践を開始した。

5-2 実施体制及び内容

新プロジェクトの立ち上げ当時は区社協内各部署の管理者も参画をしていたが、立ち上げ後は現場職員レベルでの実施体制をとっている。プロジェクトメンバーは同一の地域包括支援センター圏域を担当する地活職員、CSW、2層コーディネーター、包括相談員の各1名及び、介護予防教室担当職員2名の合計6名である。6名中5名は、旧プロジェクトに携わっておらず、T地域の情報や旧プロジェクトの実施状況について無知な状態でのスタートであった。本稿の執筆者である我々は、新プロジェクトのみに携わっているメンバーである。新プロジェクトの詳細は、次のとおりである。

①ふりかえり会（地域活動者との情報交換や意見交換の場の設置）

区社協が小地域にておこなう介護予防教室にて、当日にふりかえり会を実施し、情報交換をおこなう。会には、地域活動者と、区社協から介護予防教室担当職員、地活職員、CSW、2層コーディネーター、包括相談員が参加をしている。地域活動者からは、介護予防教室の参加者や地域の気にな

る方についての日常生活の様子や情報（外出や買い物の様子、地域活動への参加状況、訪問時の様子、家族の状況等）が共有されている。区社協からは地活職員がファシリテーターとなり、各担当職員から現在の支援の状況（サービス利用状況、今後の支援方針等）について、本人の了承等、可能な範囲で共有をおこなっている。また、地域活動者から求められる支援ニーズに応じて、各種制度サービス等について説明をおこなっている。

②いきいき百歳体操及びお茶会（居場所での平時からの見守り）

T地域が主体となり実施しているいきいき百歳体操（以下、百歳体操）の場に、2層コーディネーターが継続して参加し、参加者の見守りと情報収集をおこなっている。T地域は地域の会館にて、週に1回、百歳体操を開催しており、参加者は約15名である。また、体操後に30分ほどのお茶会を開催している。お茶会では、参加者からの直近のニュースや地域での話題が共有されている。区社協としては、ニーズだけでなくT地域や個人の過去の話を知ることができる貴重な機会である。また、参加者からの相談や、地域の気になる方の情報を収集できる機会でもある。併せて、区社協の相談者及び利用者である方も参加をされているため、2層コーディネーターが見守りの中で得た様子や情報を、担当の相談員等へ帰社後に共有をおこなっている。

③T地域なんでも相談窓口（総合相談窓口）

小学校の講堂にて開催されるふれあい喫茶と、なんでも相談窓口を同時開催として実施している。開設は月に1回、午前11時30分～午後1時の1時間30分である。従事者は地活職員、CSW、2層コーディネーター、包括相談員である。区社協職員から、ふれあい喫茶に来場される約150名の方に、区社協やT地域なんでも相談窓口の周知をおこなっている。また、区社協で推進するツールであるボッチャの体験ブース出展をおこなう

等、複数の機能を持つブース出展として実施している。区社協の利用者による絵画展示や、利用者がボランティアデビューするなど、利用者の地域移行や定期的な見守りの場としての機能も担っている。T地域のふれあい喫茶は、ボランティアが約50名参加しており、ふれあい喫茶の委員だけでなく、各地域活動団体が参画している。そのため、様々な活動による情報から、地域の気になる方の相談や区社協の事業についての質問も区社協職員へ寄せられる、貴重な情報交換の場である。

①～③の効率的・効果的な実施にむけて、プロジェクトメンバーで部門間連携会議を開催している。月に1回、個別支援における支援経過や今後の支援方針、地域情報等について、メンバー間で事前にすり合わせをおこなうものである。これにより、①～③の取組みそれぞれを主担当する職員でなくとも、同様の参加や従事が可能な体制を整えている。

5-3 データからみる取組み結果及び評価

表2 新プロジェクトにおける相談対応について

年	件数
令和4年度	24
令和5年度 (6月までの3か月間)	2
合計	26
相談者	件数
本人	0
地域活動者	10
住民	4
その他	0
区社協職員/専門職	12
合計	26
相談内容	件数
介護保険(制度説明・契約)について	11
所在・様子確認について	10
生活環境(家族・金銭)について	7
その他	0
合計	28

※複合課題について複数カウントをしているため、人数より相談内容の件数が増加している。

表3 T地域への地域支援記録件数

対応内容	件数
百歳体操・こども食堂ほか	73
活動相談・問い合わせ等の対応	12
その他各種団体関係	13
高齢者食事サービス・喫茶・子育てサロン	14
地区社協関係	3
花見・夏祭り・敬老大会	2
区役所や関係機関等との連絡調整	2
ホームページ・SNS等	1
地域福祉課題に関する整理・検討への参画	5
合計	125
対応形式	件数
訪問(アウトリーチ)	102
電話	11
会議	8
その他	3
来所	1
合計	125

※表3は地域支援担当職員、見守り相談室CSW、第2層生活支援コーディネーターがT地域に関して対応をおこなった記録を地域支援システムから集約した。期間は令和4年4月1日～令和5年6月30日

T地域での百歳体操の立ち上げは2層コーディネーターが積極的に支援をしたものであり、併せて開催されるお茶会は地域の運営責任者の発案である。活動は(令和5年6月末時点)、2年目を迎えている。この間に参加者からは、「会館までの往復が楽になった。」「以前は室内でも杖を突いていたが、必要なくなった。」等、身体面での効果を得られている。また、「ここに来るといろんな人とお話ができて元気になる。」「毎回違うお茶菓子が出るので楽しみにしている。」と精神面での動機づけもなされている。この身体面での効果実感による動機づけと、精神面の動機づけがなされたことにより、活動は継続されるだけでなく、口コミで広がり、希望者が続出している状況である。また、参加者が髪型や服装にこだわって参加するようになり、地域の運営責任者からも「みんなの動きが変わるだけでなく、表情も明るくなり、おしゃ

れになった。効果がある活動だ。」と評価をいただいている。百歳体操は介護予防を主目的とした活動であるが、地域の居場所としての機能を果たすように地域と区社協にて支援をおこなって得られた成果であると考ええる。

相談件数から評価をおこなうと、15か月間の実践の中で確認された相談件数は28件であり(表2)、平均で月に1.9件の相談を受け付けている。ふれあい喫茶がお休みのため、なんでも相談窓口も未開設とした月を除くと、相談件数が0件の月は解消された。

前述2点の対応件数と相談件数からは、十分な相談件数をあげられてはいないと考ええる。一方で①～③を通し、地域や活動者との関係性づくり、地域からのニーズ及び情報の吸い上げ、利用者の平時からの見守り、利用者の地域移行や社会参画の場づくりという、各機能を総合相談受付と併せて実現している。また、これを各部署の通常業務の延長線上に実施しており、新プロジェクトのためのみに実施している件数は①のふりかえり会、③のT地域なんでも相談窓口の準備及び開設、部門関連回会議の月4件である。15か月間の実践の中で、地活職員、CSW、2層コーディネーターによるT地域への対応件数は125件であった(表3)。平均で8.3件の対応をしていることになる。件数の全体の内、58.4%は2層コーディネーターが百歳体操へ訪問したものである。

新プロジェクトは相談窓口としての機能や効果を十分に発揮できていないが、各部署の通常業務の延長線上で実施することで負担軽減を図り、同時に多様な目的も持ち、区社協職員がアウトリーチすることで、プロジェクト全体の機能を高めていると考ええる。

6 考察

6-1 新旧プロジェクトの比較

表4 新旧プロジェクトの比較

項目	旧	新
実施期間	61か月	15か月
人員体制	15名	6名
従事回数	8回/月	8回/月
(内、新プロジェクト専用)	－	4回/月
従事時間	16時間/月	16時間/月
(内、新プロジェクト専用)	－	6時間/月
月別相談件数(平均)	1.0件	1.9件

月あたりの平均相談件数は、旧プロジェクトの1.0件から、新プロジェクトの1.9件へと微増(表4)をしており、旧プロジェクトから一定の改善効果を得ていると考えられる。併せて、相談件数0件の月についても改善されている。新プロジェクトは、現在も総合相談窓口の成果としては不十分であるが、人員体制及びプロジェクト専用の従事回数や時間を削減しながらも、各部署本来の目的を、効果的に地域へ波及し、成果を得ることのできるプロジェクトとして、プロジェクト全体の機能が向上されていると考える。

6-2 部門間連携によるアウトリーチについて

区社協が関わる利用者の見守り機能について、新プロジェクトでは2層コーディネーターが担う役割が大きい。区社協が関わる利用者について、各部署の職員が電話や訪問、居場所への参画をおこない、平時の様子を知ることには限界がある。2層コーディネーターであれば地域の居場所づくりや活性化を図る職員として認知されているため、平時から、特別感なく個人への聞き取りが可能である。加えて、介護予防教室担当職員からは月に1度、電話にて介護予防教室の開催をお伝えするとともに、生活状況の聞き取りをおこなっている。2層コーディネーターや介護予防教室担当職員が得た情報を、担当の相談員に共有をすることで、多面的な本人状況の把握につながっている。

部門間連携会議においては、利用者の情報共有をおこなうだけでなく、アウトリーチを通しての所感や、個人や部署としての支援方針について共有をおこなっている。他部署の業務や方針について相互理解を図り、重複したアウトリーチや支援を防止することで区社協全体の業務効率改善につながっていると考える。

6-3 ふりかえり会について

5-2 実施体制及び内容にて、ふりかえり会と記述した内容の実践は、介護保険法（第115条の48）に定義される地域ケア会議や社会福祉法（第106条の6）に定義される支援会議に類似するものであると考える。しかし、ふりかえり会は地域と区社協間の取組みで発生したものであり、地域ケア会議や支援会議のように多くの機関の参画がなく、明確な規約等を交わした会議ではない。

ふりかえり会にて、地域活動者から共有される情報は、居住歴、人間関係、早朝や夜間の様子、地域活動に参加する際の様子等、専門職として得ることが難しい情報ばかりである。地域活動者が個人の人生にまつわる情報を有しており、また、平時の小さな変化に気づく機会を有している。その情報と気づきを、ふりかえり会にて区社協職員が地域活動者から引き出し、適切な制度やサービスにマッチングしている。また、区社協職員が緊急の対応や制度サービスの利用に向けた支援検討をおこなうと同時に、地域活動内で可能な支援について、地域活動者を交えて協議をおこなうことで、地域内での生活を目指した支援につながっている。つまり、ふりかえり会は、一人の住民を専門職や機関として支える役割と、地域住民として支える役割の意義を共有し、支援の検討とともに、役割分担をおこなっているのである。

この取組みの開始当初、地域活動者からは、「個人のことを教えるわけにはいかない。地域のことは地域で解決をするプライドがある。」との発言があり難航した。その後、地域活動者から共有さ

れた情報を基に、区社協職員が対応を続ける中で、いただける情報量や件数が増加した。また、区社協から積極的な地域移行の提案もおこなっている中で、T地域へ転入された方を配食や活動場所へのマッチングするほか、認知症のある方のボランティア活動の場所の創出等を提案している。この取組みも当初、地域活動者からは、「ボランティア中は、区社協の職員が責任をもって（認知症のある方を）見ていてくれるのか」と懸念を示され難航したが、現在は、「T地域は、高齢者も障がい者も認知症のある方も、してもら（受け手）だけでなく、できることは（担い手、支え手として）できる範囲でやってもら（そんな地域や。）」と発言されるようになり、地域共生の理念を実現する動機づけがもたれている。

6-4 今後のプロジェクト展開への課題

旧プロジェクトのデータ集約にて扱った文書は欠落も多く、本稿の比較検討にてその効果を正確に測ることができたとは考えられない。しかし、新プロジェクトの実践は区社協の業務の効率化を図りながらも確実に成果をあげている。これは、T地域のニーズと地域特性に適した実践内容へと整理をおこなったからであると考ええる。同時に、同一の実践内容が他地域でも効果的であるとは考えられない。

新プロジェクトの実践を重層的体制整備事業と比較をおこなうと、多くの点で類似している。様々な要因による生活課題を抱える要支援者に対して、包括的な相談支援をおこなう点（社会福祉法第106条の4第2項第1号）。区社協の把握する支援機関や地域活動から社会参加への支援や情報提供を、地域にアウトリーチし、本人や地域活動者におこなう点（社会福祉法第106条の4第2項第2号、第3号、第4号）。支援が必要であるが、地域や区社協単独では対応が難しい要支援者に対し、区社協からの多機関への協働の働きかけ及び、地域と区社協にて支援方針を共有し、役割分担をおこなう点（社会福祉法第106条の4第

2 項第 6 号、第106条の 6)。新プロジェクトは旧プロジェクトの改善をおこなう段階で自然発生したものであり、重層的体制整備事業から着想を得たものではないが、重層的体制整備事業で掲げられる各事業について類似しているのである。

このことから、今後、新プロジェクトは地域共生社会の実現や、地域福祉の推進における最新の施策動向を踏まえた上で実践する必要があると考える。相談窓口の開設を軸として開始したプロジェクトであるが、現状は、地域活動者との情報交換が一番の効果を生んでいる。この現状からも相談窓口開設に代わる手法でのニーズ収集を検討する必要があると考える。

7 おわりに

社会福祉協議会の機能について、全国社会福祉協議会は「新・社会福祉協議会基本要領」（平成 4 年 4 月 1 日）において、地域福祉推進の中核機関として、住民ニーズ・福祉課題の明確化及び住民活動の推進機能、公私社会福祉事業等の組織化・連絡調整機能、福祉活動・事業の企画及び実施機能等をあげている。本稿にてまとめた実践は、社会福祉協議会が担うべき機能に通じていることが確認できた。

西成区では、大阪市内の他区における地域福祉推進員やコーディネーターといった、最も地域住民に近い会館などの拠点で活動する、地域住民兼専門職という役職の配置がされていない。そのため、小地域において地域の情報や個人の情報が集約される拠点がなく状況である。区社協がアウトリーチを続け、「区社協職員と次に（地域で）会う際に相談をすればいいか」と、地域活動者や地域住民に認識してもらう関係性づくりが今後も継続して必要であるとする。

（なかにし かずみ：社会福祉法人大阪市西成区
社会福祉協議会 生活支援コーディネーター）

参考文献

- 豊中市（2021 年）『福祉部包括支援プロジェクト・チーム報告書』
- 全国社会福祉協議会（1996 年）『新・社会福祉協議会基本要領』

（はしぐち ふうご：社会福祉法人大阪市西成区
社会福祉協議会 地域支援担当）
（ふじい かずき：社会福祉法人大阪市西成区
社会福祉協議会 包括支援担当）

住之江区における福祉の視点からみた防災の取り組み ～ SAlive（さらいぶ）実行委員会の活動報告～

河 合 伸 朗 岸 本 慶 子
杉 村 和 朗 田 中 恵 士
太郎良 勇 二 時 枝 高 志
中 山 久美子 樋 原 裕 二
森 崎 美 登

サマリー

住之江区内在住・在勤者の有志で結成された SAlive 実行委員会は、福祉の立場からこれまでの防災の取り組みへ様々な提言や啓発を行っていくべく、この数年間活動を続けてきた。「災害弱者」「要援護者」への配慮という視点をもって防災に取り組んでもらえるよう、勉強会・講演会の開催、地域の防災訓練への参画、啓発動画の製作など、SAlive 実行委員会は様々な方法で区民へアピールし続けてきた。これらの活動を通じて、担い手不足等、様々な地域課題を抱えながら行われている従来の防災の取り組みに、「災害弱者」「要援護者」への配慮という視点をもって取り組んでもらうことの、大切さと難しさが改めて明らかになってきたのである。

キーワード

防災、災害弱者、要援護者

目次

- 1 はじめに
- 2 平成28年度～平成29年度
- 3 平成30年度～令和元年度
- 4 令和2年度～令和4年度
- 5 おわりに

1 はじめに

大阪市住之江区では、住之江区役所（以下「区役所」）と協力して各小地域単位で毎年防災訓練を行ってきた。だが東日本大震災やその後の豪雨災害などの相次ぐ自然災害を鑑みたとき、果たして今まで通りの防災の取り組みで本当にきたる大規模災害（とくに南海トラフ地震）を、しかも高齢者・障がい者・子ども・外国人などの「災害弱者」「要援護者」とともに乗り越えられるのかという疑問もわいてきた。

我々「SAlive（「すみのえ」で「あんしん」して「くらそう」の各々の頭文字のローマ字1文字目による略称）実行委員会」は、住之江区内在住・在勤の福祉・医療関係者等によって組織された有志の会である。SAlive 実行委員会は上記のような現状を鑑みて、福祉の立場からこれまでの防災の取り組みへ様々な提言や啓発を行っていくべく、この数年間活動を続けてきた。本稿ではこれまでの我々のあゆみと、今後の課題について報告したい⁽¹⁾。

2 平成28年度～平成29年度

最初に SAlive 実行委員会の立ち上げから説明したい。

住之江区では毎年区役所を事務局として、地域福祉計画である『ふだんのくらししあわせプラン』

の推進の一環として「地域福祉推進大会」を開催していた。そして平成28年10月7日の担当者打ち合わせをきっかけに、当時大阪市住之江区社会福祉協議会（以下「区社協」）が大阪市より受託していた生活支援体制整備事業の一環として企画されていた区民向け啓発イベント「すみのえ健康大見本市」を、この地域福祉推進大会と共同開催してはどうかとの企画の検討が開始された。ちなみにこの話し合いの参加者は、杉村和朗氏（地域福祉推進大会）と樋原裕二氏（区社協）の他、区社協職員と区役所の担当者1名ずつであった。当時の区役所の、地域福祉推進大会・生活支援体制整備事業の双方を同一の職員が担当していたことが縁になったのである。

そして平成28年12月に区役所政策推進室より区内の福祉・医療・まちづくり関係者へ開催案内が出され、呼びかけに応じた有志によって、平成29年1月17日に初回会議が開催された。そしてSAlive実行委員会の結成と、「すみのえ健康大見本市」への参加が決定されたのである⁽²⁾。

「すみのえ健康大見本市」は、高齢者の介護予防と生活支援に資する社会資源を、住民主体で創出することを支援する「生活支援コーディネーター」を配置するという「生活支援体制整備事業」の一環として、区民向け啓発イベントとして平成29年2月18日に開催されたものである。会場は貸ホールである「オスカーホール」であり、区内の様々な団体が、ホール内と隣接するスペースに様々なブースを出展してその活動をPRするというものだった。SAlive実行委員会ではキーワードラリーを行った。そしてイベント終了後、改めて次年度は介護事業所・保育関係・青少年指導員等から委員を募って、防災の取り組みを検討することになった。

そして実行委員を集め直したうえで開催された平成29年4月11日の会議にて、今年度はプチ防災企画開催として、実際に被災地支援に行った経験のある方から話を聞こうということになった。その最初の企画として平成29年5月23日、オー

ブンミーティング「いのちをつなぐ～ひとりぼっちにしない防災～」がきずなステーションにて開催された。このときは熊本地震等、被災地にて活動に従事した経験をもつゲストスピーカー（特定非営利活動法人み・らいず2 枅谷礼路氏）より話を聞いた。参加者数は24人であり、ミーティングの概要は区社協広報誌『さざなみ』66号（平成29年8月発行）にて紹介されている。

その後本格的に活動を開始したSAlive実行委員会は、平成29年6月13日に規約案を作成したり、平成29年10月10日には老健施設カサブランカにて定例会を開催し、防災学習プログラム「防災タイムアタック」を行なったりした。

そのようなSAlive実行委員会にとって大きな契機となったのが、この年の10月22日に日本列島を襲った台風21号だった。南港地域をはじめとして住之江区内にもおきな被害をもたらしたこの災害をきっかけとして、SAlive実行委員会は小規模な勉強会にとどまらず、より実践的な活動を取り組むこととなる。

それが平成30年2月10日に開催された区民向け啓発イベント「住之江で安心して暮らそう！台風21号 10・22をふりかえる」である。会場は南大阪病院のホールであり、大阪管区气象台による講演、防災タイムアタック、体験ゲーム等の企画のほか、平井裕三氏（防災レンジャー）、枅谷礼路氏（み・らいず2）、内田瞳氏（特定非営利活動法人自立生活夢宙センター）などの、福祉と防災に精通した区内外の関係者による防災トークイベントも行われた。またホール外では大阪ガスによる「考える防災教室」、非営利活動法人すみのえ育（はぐ）による防災ホイッスルづくりなどのブース出展もあった。

区長などの区役所関係者、福祉関係者に加えて多数の地域住民も参加したこのイベントへの参加をきっかけに、実行委員にとっても区民にとっても、それまで想定されていた南海トラフ地震だけではなく、毎年来るであろう台風や水害の被害にどう対応するかという問いへの答えを模索する動

きが始まるのである。

3 平成30年度～令和元年度

SAlive実行委員会は、平成30年4月10日の定例会（会場は「すみのえ育」事務所）において、住之江連合地域活動協議会の長田幹雄会長と防災訓練への参画について打ち合わせを行った。長田会長より「昨年の避難勧告発令時、乳児やベクト連れの避難者がおり対応に苦慮した」「毎年小学校の土曜授業の一環として防災訓練を行っている、協力してもらえないか？」との相談があったのである。

その後長田会長と実行委員との間で綿密な打ち合わせを経て、平成30年9月20日に住之江地域で開催された住民向けの「避難訓練に向けた説明会」にて、SAlive実行委員会より、被災地での障がい者支援に精通した八幡隆司氏（特定非営利活動法人ゆめ風基金）による講演会「誰もが安心して過ごせる避難所とは」の企画を併せて開催することができた。会場の住之江小学校体育館には多くの地域住民が来場し、関心の高さをうかがわせた。

この説明会にて本番の防災訓練に関するおおまかな学習が、関係者と地域住民とで行われた後、平成30年10月13日に住之江地域の防災訓練が行われた。会場は避難所に指定されている住之江小学校であるが、特徴的なのは自立生活夢宙センターの利用者をはじめとした「災害弱者」の参加があったこと、そしてその様子を撮影し記録映像化したことである。高齢者・車いす利用者・視覚障がい者等にヘルパーが同行して（台風・洪水の想定のため雨合羽を着用したうえで）実際に自宅から避難所までの避難経路を体験していただいた。「もし道路が冠水していたら？」という想定で地図にう回路を記載する等の工夫も行った。そして避難所の受付でもそのような方々が避難してきた際の対応についても、避難所運営に携わる地域住民の皆様と考えていただいた。

訓練会場である小学校では、SAlive実行委員会からの企画として校舎内の各所にてクイズラ

リー（10問）を開催した。質問内容は「大和川氾濫時に住之江地域の浸水の深さはどれくらいになる？」といった住之江区の地域性を考慮した具体的な知識に関するものの他に、「緊急時、赤ちゃんのオムツを作る材料としてふさわしくないものはどれ？」「震災時にこどものストレスに備えておくべきものは？」といった、「災害弱者」の立場にたったものとした。

また「車いす利用者はヘルパーが付くので広めのスペースを用意すべき」といったような、参加者の声を付箋で掲示するスペース「防災目安箱」も設けた。その他車いす体験（階段・スロープの昇降訓練を小学生が体験、車いす利用者による解説）、セラピードッグとのふれあいブース（ペット同伴避難時の注意点の説明）なども行われた。参加者は避難してきて受付を済ませた後、いったんグラウンドに各々の町会ごとに整列し、その後上記のような校内各ブースをめぐるいったのである。



この日の撮影動画の披露も兼ねて、平成30年12月11日に区民向け啓発イベント「リアルな防災を考える」を南大阪病院にて開催した。動画上映の後、参加者はいくつかのグループに分かれて意見交換会を行った。

このように活動実績を着実に積み重ねてきたことが評価されて、翌平成31年度には住之江区地域福祉計画である『ふだんのくらししあわせプラン』27頁に実行委員会の説明が掲載されるに至った。

また平成31年5月16日には講演会「72H災害

時に生き抜く力を学ぶサバイバル」を、住之江地域の防災リーダー会議に併せて開催した。これは「減災教育から社会を変える」をテーマに、片山誠氏（72時間サバイバル教育協会）に講演をお願いした。会場は住之江小学校の教室で、講師謝礼等の費用を住之江地域と区役所の負担で賄うことができたおかげで、参加者数も140人と多かった。ただ参加者の多さに比べて、その反応についてはアンケートにて「どう対応すればいいのか、明確な答えがほしかった。」といった声もあり、講師の片山氏（すなわち実行委員全体）の「地域としてどう対応していけばいいのか、考えるきっかけになってほしい。」との想いが必ずしも地域住民のニーズに合致していない現状も垣間見えた。

この頃上記のような活動の幅の広がりもあって、SALive実行委員会は独自の財源を確保する必要にも迫られるようになってきていた。そこで区内の医療・福祉の事業所に協賛金の寄付を呼び掛け、会計担当を置くようにしていった。

そのような課題もはらみつづ積み重ねてきたSALive実行委員会の活動について、令和元年8月20日には「包括都市ネットワークジャパン」が主催する「都市行政ネットワークセミナー」にて杉村氏が活動報告を行った⁽³⁾。

一方で令和元年6月頃からは、国際交流センターの協力を得て、留学生も交えて今年度の住之江地域の防災訓練への参加について検討を開始した。またこの頃より実行委員のなかでは「子ども達のパワーを地域に返していく」と、子どもの視点や発想に注目する議論もでてきた。

そしてこの年の11月30日に再び住之江地域の防災訓練が行われ、SALive実行委員会も参加した。今回は土曜授業の一環でもあるので、10月に小学校教員とも事前打ち合わせを行ったうえで、「災害弱者」の視点にたった企画を実施した。

外国人（留学生）が避難してきたとの想定での受付対応、セラピードッグとのふれあいブースといった前回訓練時と類似した企画に加えて、3年生対象に車いす体験、5・6年生対象にピクトグ

ラム作成（「逃げろ」「避難所」「炊き出し」の3テーマについて）、4年生対象に段ボールベッドづくり体験（段ボールベッド用ダンボール、その他スーパーマーケットの商品梱包用段ボールを使用）、3年生対象にアイマスク体験、1年生対象に紙皿・スリッパ製作、2年生対象にけが人搬送訓練などを行った。当日は開催時間帯のうち前半は以上のような小学生が、後半は一般参加者が参加するという形をとった。

またこのときのピクトグラムの選考結果については、区社協広報誌『さざなみ』71号（令和2年1月発行）にて紹介された。

このような活動の成果を報告すべく、令和2年3月10日にオープンミーティング開催を企画した。このときは「避難所に行かない・行けない・行きたくない」人について考えてみるというテーマも併せて検討してみようということも企画されたのだが、コロナ禍のため中止を余儀なくされた。

4 令和2年度～令和4年度

コロナの感染拡大を受けて、住之江区内においても様々な行事・イベントが相次いで中止されるようになっていった。そのような状況のなか、コロナ禍による防災訓練自粛の動きを受けて、令和2年5月頃より定例会にて啓発動画を作成する企画の検討を開始した。避難所のあり方やコロナ感染予防等、防災・福祉・コロナに関して動画を作成し、区民向けに発信するというものである。

このなかで実行委員からは、コロナ禍における障がい者や高齢者、子育て中の親といった人々が抱える課題、そしてそのような課題を抱えるままだし大規模災害にみまわれたらどうなるか、水害や地震など実際に被災した経験のない住之江区民にリアルな議論ができるのか、といったことが話し合われた。そして数回の議論を経て、そのような課題を抱える当事者や、過去に災害や被災地支援を体験した方々から話を聞いて、その様子を撮影して動画にまとめるというおおまかな内容になった。

ただし区内にそのような人材が乏しいという問題もあったので、令和2年8月頃から、八幡氏（ゆめ風基金）、成田亮氏（特定非営利活動法人全国災害ボランティア支援団体ネットワークJVOAD）、巽俊朗氏（大阪市ボランティア市民活動センター）へインタビューに応じてくれる協力者の紹介を依頼していった。またインタビューを行うインタビュアーは榎谷氏（み・らいず2）へ依頼することになった。

インタビューする側・される側双方の人選を進める一方で、令和2年9月からはインタビューのシナリオ案について検討を開始した。インタビュアーに質問してほしい基本事項を実行委員会で検討し提示したうえで、インタビュアーにはそれにおおまかに沿いつつ、会話の流れに応じて進めていただくことになった。

ここで問題となったのが、コロナ禍において大勢で対面にて長時間インタビューを行うことが憚られるうえに、インタビュー対象者には遠方にお住まいの方もいるので、どう実施するかということだった。そこでオンライン（ZOOM使用）によるインタビュー（およびパソコンカメラによるその様子の録画）ということになった。インタビュアーは区社協が入る「在宅サービスセンターさざなみ」に待機し、録音係は夢宙センターに待機することになった。

そして令和2年11月頃より、紹介された各々の対象者へインタビューへの協力を依頼していった。だが日程調整は難航し、結局年度内には実現できなかった。

令和3年度に入り、改めて啓発動画「コロナ禍における要援護者の防災を考える（仮）」制作が再開した。4月16日に実施した東俊裕氏（熊本学園大学）をはじめとして、多田伸志氏（特定非営利活動法人岡山マインド「こころ」）、坂口のぼる氏・内田瞳氏（自立生活夢宙センター）、矢部賢太氏（わんにゃんパトロール隊）、森松明希子氏（東日本大震災被災者の会 Thanks & Dream）を対象に、榎谷氏、矢部氏、杉村氏をインタビュ

アーとして実施された。

インタビュー内容の概要は以下のとおりである。まず東氏へのインタビュー（熊本地震体験、インタビュアーは榎谷氏）については、「熊本地震では近隣住民700人ほどが大学に避難してきた。うち約1割近くが障がい者か要支援の高齢者であったためインクルーシブな避難所を作った。」「避難所が利用できずに、在宅避難している障がい者に対しては、被災地障害者センターくまもとを立ち上げ、3年間支援を続けた。600人を超える障がい者に対して延べ人数7000人ほどが支援に携わった。」といった数値から、災害の規模の大きさがうかがえた。そのうえで「障がい者の存在を想定しない災害支援では、障がい者は一般の避難所などでの公的支援も受けられず、社協経由の民間の災害ボランティアも障がい者支援に結びつくのは困難だ。」「日頃から、地域社会から孤立している障がい者は災害の時には、ますます支援を受けることができない。」といった諸課題が指摘された。

またコロナ禍ならではの課題として「地元事業所は利用者対応で精一杯。しかし球磨川の洪水では、行政はせっかくの全国からのボランティアを断ってしまっていた。コロナのためとはいえ、それでは支援者が確保できない。」「ボランティアにPCR検査を行い、受け入れ側も安心できるようにすべき。そうやって人とのつながりを確保する。」といった指摘もあった。加えてふだんからの備えとして「日頃のあり方から考えておくべき。避難所となる小中学校のバリアフリー化は遅れている。日頃から避難所として使えるか、チェックしておいたほうがいい。使えないなら、使えるように行政に働きかけていく。」「行政だけではできないこともある。そこをボランティアに助けてもらうなら、いかに受け入れ態勢を作っていくかということ、行政の責任として考えていくべき。」といった提言もあった。

次に多田氏へのインタビューについて（西日本豪雨災害体験、インタビュアーは榎谷氏）、被害

の大きさについて「9千人が避難先を転々とした。」「真備町で高齢者・障がい者など51名の方が亡くなった。」といった話があり、「密を避けて逃げる場所がない。レベル2から『うちに逃げて来ていいよ』という一次避難先ができるよう日頃の積み重ねがあればいい。」といったコロナ禍における課題も指摘された。とくに支援対象である精神障がい者については「利用者である精神障がい者22名が町の中に暮らしていたが、アラートが鳴るなかでも『大丈夫だ』と取り残してしまった。」「病院内に精神障がい者を残してしまった。復興から疎外することになった。」「精神病院に避難入院できたが、もしあれがなくて避難所に行くことになっていたらどうなっていたか?」といった課題が指摘された。

また今後への取り組みとして「要配慮者について、いつ、どこへ、誰と避難するかというタイムラインを作ろうという取り組みが地区社協や民生委員と始まった。」「自立支援協議会を自分たちで作った。『テーブルまび』という、小地域部会になった。市の中央に自立支援協議会があったが、当事者が入っていなかった。仲間うちでカミングアウトし合うところから。やがていろんな方々を巻き込んでいき、安心して語れる場になっていった。」といった話もあった。「置いてきぼりにしてしまった人がいる。なぜ一緒に逃げなかったか?」との後悔がにじむお話だったが、「精神障がいのあるご本人たちに町の人が声をかけてくれる様子は、災害後も変わらない。精神障がい者というスティグマは少ない。」といった様子も語られた。

次に坂口氏へのインタビューについて（身体障がい当事者、インタビュアーは矢部氏）、「避難所がバリアフリーになっていなかったら、逃げても入れない。」という課題が指摘されたが、「バリアフリーな避難所といっても幅が広い。」という対応の難しさへの言及もあった。そのうえで「ベッド・リフト・トイレ等、全てを一度にではなく、まずはひとつひとつからバリアフリーを進めて

いってもらえたらいい。」「障がい者も地域の活動にどんどん参加していき、顔見知りになることがまず大切。」といった提案もあった。

次に内田氏へのインタビューについて（身体障がい当事者、インタビュアーは梶谷氏）、コロナ禍における避難について「避難所に行くのがベストなのかと思う。」といいつつも「周囲への気遣い、助ける側もゆとりない、想像を絶する厳しさがあるだろう。」「日々ヘルパーは代わるし、頻繁に外出しているため、様々なパターンで『この人と逃げる』を考えたほうがいい。」と懸念する声があった。内田氏の話には災害時だけでなくふだんからの備えについてのものが多く、「外出中に被災することはあり得る。やはり地域の人とつながっておいたほうがいいと思う。」「防災訓練だけでなく、平時から『助けてもらいたいことがある』と周囲に言うべき。」「防災の取り組みは楽しくつながることが大事。」「年1回の防災訓練でも継続していけば『あの人以前もいたな』となる。」といった提案もあった。

また「コロナ禍でより不安感が募った。介助が必要なので、濃厚接触しながら暮らしている。それがコロナで大打撃を受けた。どう避難するかイメージしても混乱してそう。」「コロナ禍以前なら『助けて』といえたが、SOSをだしにくくなった。私の車いすは大きい、避難所はスペースが少ない。コロナ禍以前でさえスペースが少なかったのに、ソーシャルディスタンスといわれるようになって、より注意や配慮してもらわないといけなくなった。」と、コロナ禍における課題についても指摘された。そのうえで「『何か困っていますか?』と本人へきいてあげてほしい。」という話もあった。

次に森松氏へのインタビューについて（東日本大震災体験、インタビュアーは矢部氏）、東日本大震災の、それも福島で被災者として「あなたは避難者になれるか? 私の夫は福島にとどまっている。みんな『簡単に逃げられる』という先入観がある。高齢者や障がい者は避難先へ本当に避難で

きるか？避難先で命をつなげられるか？」「原子力災害は放射能汚染という目に見えない怖さがある。」「逃げるかどうか、その判断が住民に任されるケースがある。」「率先避難者になるべき。」と、いいつつ、「複合災害ではいろんな要素が混じり、逃げたくても簡単に逃げられない。」といった話があった。

またコロナ禍における避難へのためらいについて、「国際社会では、政府が指示したから避難するのではなく、危険があるから避難を余儀なくされた人々を国内避難民として、政府の人権に基づく保護についての規範がある。」「生き延びてこそだ。『津波でんでんこ』の教えは深い意味がある。『正常性バイアス』、つまり『自分は大丈夫』『隣の人も避難していないから大丈夫』と考えてしまう。人は避難しない理由を考えがち。ハザードマップなどで危ないエリアにいるなら、避難の実現可能性を日頃から考えておくべき。」「自分たちの町に、どんな危険があるのか知っておいてほしい。」「家族みんな一緒ではなく、分散型の避難もあり得る。どう避難するか、ワークショップしてみるといい。」といった、経験者ならではの教訓も示された。

次に矢部氏へのインタビューについて（ペット飼い主、インタビュアーは杉村氏）、「ペットを連れて避難できる避難所があるのか不安だ。」「コロナ禍で、より間隔を空けて避難することになり、スペースが足りなくなり、ペットを連れていくスペースもなくなるのではないか。」といった懸念が語られた。そして「訓練時は、フェンスやゲージをもっていき、校庭の片隅で避難できるようにしている。」「イベントにブースを出して、避難の意識づけをしている。」といった対策についても話があった。またコンパニオンアニマル、ペットと一緒に入居できる矢部氏が勤める特別養護老人ホームの取り組みについての言及もあり、「不安が和らぐ」「認知症高齢者が落ち着く」といった、ペットと暮らすことが高齢者に及ぼすプラスの効果についても説明された。

このように「災害弱者」「要援護者」である当

事者、実際に被災地での支援や被災した経験がある方々よりの、貴重なお話が多く含まれるインタビュー内容ではあったが、実際問題として防災訓練の際に試聴可能な程度の長さに編集する必要がある。どの箇所を削除し、どの箇所を残すかといった難しい作業を経て、最終的に30分程度の動画に編集することができた⁽⁴⁾。

聴覚障がいのある方への配慮として字幕を入れるなどの工夫も加えたうえで完成した動画は、しばらくの間は期間限定でYouTubeにて公開していたが、区民へより効果的に伝えていくため、令和4年3月8日に活動報告会「コロナ禍における避難所の運営 要援護者を取りこぼさぬように」の開催を企画した。しかしこれもコロナ禍のため中止を余儀なくされた。



新年度に入って、コロナ禍が続くため相変わらず防災訓練等の行事の見通しが立たないことも考慮し、今年度は広報や啓発に力を入れようということになった。その一環として、令和4年4月より四コマ漫画掲載の広報物作成・配布を企画し始めた。また令和4年6月には、安立地域等、区内の各地域へ前年度に作成した動画を配布し、啓発を進めることもあった。また活動の基盤を固めるために、令和4年4月より住之江区ボランティア市民活動センターに登録することになった。

このような活動が評価されて令和4年度『ふだんのくらししあわせプラン』34頁において再度紹介されることもあった。しかし令和4年8月

頃より、コロナ禍のため参集しての定例会を中止し、LINEのビデオ通話にて開催する時期がしばらく続いた。

5 おわりに

以上、平成28年度より令和4年度までの、我々SAlive実行委員会の活動について概要を報告してきた。

SAlive実行委員会は公的な事業ではなく、行政や事業者といった明確な組織・機関の主催ではなく、あくまで有志による民間の自発的な団体であることが、その特徴である。そのため福祉の視点からみた防災の諸課題について、台風やコロナ禍などの諸事情による影響にも柔軟に対応しつつ、取り組み続けることができたのである。

一方で、区役所や区社協、南大阪病院や自立生活夢宙センター、すみの育てや国際交流センター、住之江連合や住之江小学校などの関係機関・団体による様々な理解や協力があったこそ、SAlive実行委員会の活動が継続できたこともまた確かである。

その活動からは、障がい者・高齢者・子ども・外国人等の「災害弱者」「要援護者」の立場に立った防災の取り組みや備えの大切さと難しさが、改めて明らかになったのではないだろうか。「災害弱者」「要援護者」からは、彼らのことを考慮したそういった対応が、既存の防災訓練や準備物、マニュアルやシナリオには含まれていないことを懸念し、「実際に災害が起きたら避難するのは諦めと思う。」といった「本音」まで漏れ聞こえたとし、かたや地域住民からは「大切なことだとはわかっているが取り組めない。」「どうすればいいかわからない。」「余裕がない。」といった、切実な声が聞こえてきた。

災害への備えは「自助・互助・公助」によるとよくいわれる。もちろん「災害弱者」「要援護者」とされる人々も、ふだんからの備えなど「自助」を怠ってはいないはずだが、そこには自ずと限界があり、そうかといって行政による「公助」が開

始されるには時間がかかる。いずれ襲い来る南海トラフ地震や、毎年のように起こる水害を乗り切るには、地域住民による「互助」に大きく依存するしかないのである。しかし町会加入率の低下や担い手の高齢化など、そもそも「地域」につながりをもつ住民が少なくなっている現状では、町会役員や防災リーダーだけで考えたり対応したりするには限界がある。加えてコロナ禍によって避難所でのコロナ対応まで求められるようになったことで、「災害弱者」「要援護者」への配慮がますます遠ざかってしまうことが懸念される。

だからこそ、地域と「災害弱者」「要援護者」、その両者を仲介する「橋渡し役」が必要とされるのであり、SAlive実行委員会はそれを自認してきたつもりである。しかし法的な存立根拠、独自の財源や職員、拠点や物資を有さない有志の会であるからこそ、コロナ禍によって関係機関の事業が中止になると動きにくくなったり、それぞれの実行委員の従事する業務との兼ね合いで参加しづらくなる面があったこともまた確かである。

SAlive実行委員会は小さな集まりではあるが、同様な集まりは大阪市内では珍しいかもしれない。その意味では存在意義は小さくない。新しいメンバーの募集など課題は山積しているが、これからも細々とでも活動を継続していきたい。

※啓発動画「コロナ禍における要援護者の防災を考える（仮）」製作のために行ったインタビュー内容に関しては、事前に動画として公開することをインタビュー対象者にご了解いただいております、本稿ではその一部を文字起こししている。

※SAlive実行委員会のこれまでの8年間の活動に対して、実行委員の活動に際しての業務へのご配慮をはじめとして、ご寄付・会場提供・物品貸出・講師派遣・イベント共催等、多大なるご理解・ご協力を賜った以下の関係機関・団体の皆様へ、心より御礼申し上げます。

医療法人景岳会南大阪病院
 非営利活動法人すみのえ育
 非営利活動法人トロワ・アルブル
 大阪管区气象台
 大阪市ボランティア・市民活動センター
 大阪市立住之江小学校
 社会医療法人三宝会南港病院
 社会福祉法人大阪市住之江区社会福祉協議会
 社会福祉法人健成会加賀屋の森
 社会福祉法人ジー・ケー社会貢献会グルメ杵屋社会貢献の家
 社会福祉法人南海福祉事業会ブルーム北加賀屋
 住之江区役所
 住之江連合地域活動協議会
 特定非営利活動法人岡山マインド「こころ」
 特定非営利活動法人自立生活夢宙センター
 特定非営利活動法人ゆめ風基金
 特定非営利活動法人み・らいず 2
 72時間サバイバル教育協会
 東日本大震災被災者の会 Thanks & Dream
 わんにゃんパトロール隊

(かわい のぶあき：住之江区わんにゃんパトロール隊)

(きしもと けいこ：特定非営利活動法人
 自立生活夢宙センター)

(すぎむら かずあき：新和産業株式会社)

(たなか けいし：グループホームあろんていあ住吉)

(たろうら ゆうじ：住之江区青少年指導員連絡協議会)

(ときえだ たかし：ヘルプセンターぴっとin)

(なかやま くみこ：新北島地域ネットワーク委員会)

(ひのはら ゆうじ：大阪市住之江区社会福祉協議会)

(もりさき よしと：医療法人景岳会南大阪病院)

きたい)。

(2) ちなみに会場として使用されたのは区役所内にあった「きずなステーション」というフリースペースであり、その後もしばらくSAlive実行委員会の会議はこの場所が使用され続けた。

(3) なお会場は南大阪病院である。

(4) 編集の過程でカットした話が少なくなかったことは残念であるが、貴重なご意見等が多数含まれていたため、動画に収録しなかった内容についても多少ここでは記述している。

注

(1) なお報告の根拠となる資料やデータは、とくに記述のない限り、住之江区社会福祉協議会や実行委員各自の手元にあるチラシ・会議録・会議配布資料等による（そのため一般に公表しているものではないことを了解いただ

中央区地域福祉ビジョンにおける、 やさしい日本語版と多言語版の作成について

柴 田 大 樹 村 上 敏 昭
樋 口 京 子 中 岡 圭 太
伊 藤 誠 章 細 見 紗 知

サマリー

社会福祉法第107条では、「市町村は、地域福祉の推進に関する事項を一体的に定める計画を策定するよう努めるものとする（条文より抜粋）」とされており、「市町村地域福祉計画」は高齢者・障害者・児童・その他の福祉に関する総合的な共通事項を定める上位計画に位置付けられている。また、福祉サービスの適切な利用の推進、社会福祉事業の健全な発達、地域福祉活動への住民参加推進、地域生活課題の解決に資する包括的支援体制の整備等がその役割として示され、市町村は策定や変更の際には住民の意見反映や定期的な調査・分析・評価を行うよう努めることと定められている。大阪市中央区では、2023（令和5）年度からの次期計画を策定するにあたり、広く住民や地域団体等への浸透を目指し大幅にリニューアルするとともに、「やさしい日本語版」「多言語版」を新たに作成した。

キーワード

地域福祉計画、地域共生社会、包括的支援体制、多文化共生、誰一人取り残さない、断らない相談支援、ウェルビーイング、SDGs

目次

- 1 はじめに
（大阪市における地域福祉計画の経過）

2 中央区地域福祉ビジョンの方向性

- 2 - 1 中央区地域福祉ビジョン（改訂）の現状と課題
- 2 - 2 次期中央区地域福祉ビジョンがめざすもの
- 2 - 3 「誰一人取り残さない」を実現するために

3 中央区地域福祉ビジョンの策定プロセス

- 3 - 1 基本目標
- 3 - 2 中央区地域福祉専門会議とパブリック・コメント
- 3 - 3 中央区地域福祉ビジョン2023～2025の公表

4 中央区地域福祉ビジョン2023～2025のミッション

- 4 - 1 中央区地域福祉ビジョン2023～2025をまちで共有する
- 4 - 2 中央区福祉シンポジウム
- 4 - 3 「誰一人取り残さない」を実現するための取組

1 はじめに

（大阪市における地域福祉計画の経過）

2000（平成12）年に社会福祉事業法が大幅改正され社会福祉法へと名称が変更され、2003（平成15）年には同法第107条に自治体任意ではあるが地域福祉計画の策定が規定された。まずは、それ

以降の大阪市及び中央区における地域福祉計画に関する経過について簡単に確認しておく。

大阪市で最初に地域福祉計画が公表されたのはその翌年、2004(平成16)年3月のことである。「大阪市地域福祉計画(第1期)」が策定され、全市的な地域福祉推進の取組が進められてきた。その後、「市政改革プラン」に基づく「ニア・イズ・ベター」(補完性・近接性の原理)⁽¹⁾の考え方のもと、2012(平成24)年12月には「大阪市地域福祉推進指針」が策定され、各区において地域特性や実情に応じた施策展開と独自事業の実施が進められるとともに、地域福祉計画策定の役割も区へと移行した。一方で、全市共通の課題に対しては区ごとの計画策定より市域全体で取り組んだほうが効果的かつ効率的であるとの声もあり、また2018(平成30)年に社会福祉法が改正され地域福祉計画の策定が任意から努力義務へと変更される等、地域福祉計画をとりまく情勢の変化もあり、同年には「大阪市地域福祉基本計画(第1期)」が策定された。

これにより、大阪市における地域福祉計画のあり方として、全市共通の基本理念や取組を定める「大阪市地域福祉基本計画」と、各区独自の目標や取組を定める「各区地域福祉計画(地域福祉ビジョン等)」で一体的に地域福祉計画を形成するものとされ、福祉局地域福祉課が「大阪市地域福祉基本計画」を所管し、各区保健福祉課等と連携した全市単位での福祉施策の推進を図り、24区それぞれで「地域福祉計画(地域福祉ビジョン)」を策定し区の特性と実情に応じた取組を推進する現在の形となった。

中央区では、2017(平成29)年に「誰もが住み慣れた地域で、安心安全に暮らせる地域福祉の充実したまちの実現」を基本理念とした「中央区地域福祉ビジョン」を策定し、コミュニティづくりやつながりづくり、マルチパートナーシップといった、「中央区地域福祉アクションプラン」⁽²⁾における取組を踏襲する方向性のもと、地域福祉の推進に取り組んだ。2020(令和2)年に策定した「中

央区地域福祉ビジョン(改訂)」では、基本理念を「大阪市地域福祉基本計画(2018～2020年度)」と共有し「だれもが自分らしく安心して暮らし続けられる地域づくり」とした。また、2つの基本目標には地域共生社会と地域包括支援体制を掲げる等、地域の特性と実情に応じた福祉施策の推進を目指しつつも、社会福祉法の直近改正とそれに伴う関係各制度における最新のトレンドを色濃く反映した内容とした。

2 中央区地域福祉ビジョンの方向性

2-1 中央区地域福祉ビジョン(改訂)の現状と課題

2022(令和4)年4月、次期ビジョンの策定を担当する職員が決定したが、主に作業を担う3名の担当係長のうち、中岡と伊藤は課内他業務担当からの配置替え、柴田は以前の所属で地域福祉計画策定作業の経験があるものの他所属からの転入と、全員が新たに中央区地域福祉ビジョンに携わる職員であったため、作業開始するにあたりまず行ったのが、同年が計画終期である「中央区地域福祉ビジョン(改訂)」の内容と実態の把握であった。ところが、いきなりここで早々につまずきが発生することとなる。当時は1年後論文を執筆するとは露ほども想定していなかったため、今となっては定量的調査の体裁をとって数値を残していなかったのが非常に残念ではあるが、保健福祉課内における認知度が決して高くないという事が明らかになったのである。地域福祉ビジョンの担当ではない職員からヒアリング(というよりはほぼ雑談中での聴取)を行ったところ、「存在は知っているが読んだ事はない」「そういえば事務分担に載っていたような気はする」「そんなのがあるんですか?」といった声が多く、きっちりと目を通し内容を把握している職員は管理職を中心とした一部の職員のみという状況であった。内容としては、中央区における福祉課題の現状分析と取組の方向性が的確に示されている、自治体地域福祉計画としては決して悪くはないものである

と担当者としては感じたところではあるため、あらためて何が問題になっているのか検討したところ、ネックなのは構成と分量ではないかという話となった。本編はワード横書きのいわゆる「行政文書」の体裁で図表を交えた29ページ、パワーポイントによる概要版も同様の構成で19ページと、人口規模や様々な福祉制度の対象者数の割に職員数が少なく、日々の業務における繁忙状況が恒常化している中で自主的に読んでおこうと思わせる要素は乏しく、また組織内での研修や周知も十分にできていなかった事により、自身の職場が策定した法定の地域福祉計画の内容をあまり認識できていないという状況であった。区役所内部ですらこのような実情であるため、やはり当然ながら地域住民や区内の福祉関連の事業所等でも、中央区社会福祉協議会や策定に直接関わっている団体等以外におけるその認知度は、お世辞にも高いといえるものではなかった。

2-2 次期中央区地域福祉ビジョンがめざすもの

区役所内外において認知度が低い、という根本的課題を解消していく事を重要なミッションの一つと位置付けつつ、2023（令和5）年度からの次期中央区地域福祉ビジョンの策定に向けどのように取り組んでいくかについては、5月に保健福祉課長、保健福祉課長代理を含む保健福祉課担当職員に稲嶺区長、岩崎副区長を加えブレインストーミング方式での議論を行い、基本的な方向性の確認と認識の共有を図った。

まず、最も重要視した内容の一つに、概要版をコンパクトにしリーフレット印刷する、という点が挙げられる。稲嶺区長と柴田が以前に在籍していた平野区では「平野区地域福祉計画（第2期）概要版」が8ページ観音開きリーフレットで作成されていたため、その印象が非常に強く、印刷物を作成し様々な機関に配架したり多くの方に配布したりする事により、高い広報周知効果が得られるのではないかという考えがベースにあった。区ホームページで公開するだけでなく、「紙でで

きたものを手に取って読む」という物理的な行為を大切にしていくという考えである。

しかしながら、この「手に取って読む」にたどり着くのも実はそれなりの難関であり、特に行政が作成する印刷物は往々にしてそのままゴミ箱行きにされてしまうという事も、残念ながら少なくない話である。そこで、思わず内容に興味を惹かれるようなキャッチコピーを作成し表紙に大きく目立つように記載する事により、手に取って読んでいただける機会が増えるのではないかと考え、これまでの基本理念や基本目標の設定とは異なるキーワード的なキャッチコピーを掲げていくこととなった。これに関しては、深く掘り下げて議論するというよりも、いくつか挙げた候補の中からほぼ直感的にこれでいこうという雰囲気となったので、「SDGs地域福祉」「HAPPY CHUO」の2つを原案とするのにはほとんど時間を費やした記憶が無い。この時点では、基本理念や基本目標の設定については、「中央区地域福祉ビジョン（改訂）」を踏襲しつつより実情に合わせたものにしていくという程度の漠然とした共通認識程度で、具体的な構成や内容はほとんど決まっていなかったが、結果として最終公表版における理念・基本目標と密接にリンクするものとなっていった。

また、「中央区将来ビジョン」⁽³⁾も令和4（2022）年度が計画終期で総務課において次期ビジョンの策定を行っており、将来ビジョンにおける福祉分野の取組をより具体的にしていく事も地域福祉ビジョンの役割でもあるため、随時連携しながら策定作業を進めていくこととなった。ほどなく将来ビジョン本編をパワーポイントで作成する事になったという情報が共有された際には、地域福祉ビジョンの全体版（本編）も同様の体裁でパワーポイントにより作成すると即座に判断した。その意義と役割を、精緻な行政文書から広く見聞きしていただくプレゼン資料へ変化させていくとしたのである。これらのやり取りと前後するぐらいの時期には、学習障がいやディスレクシアの方、日本語ルーツではない方の読みやすさを考慮し、中

中央区地域福祉ビジョンに使用するフォントを全てユニバーサルデザインフォントに変更する判断をとっている。

固い行政文書からの脱却に関しては、「大阪市地域福祉基本計画」と一体的に地域福祉計画を構成する、という大阪市の基本的な考え方の強みを最大限に活かした部分であると言える。というのも、地域福祉計画に関連する厚生労働省の事務連絡にはその盛り込むべき内容について多岐にわたり記載されているのが一般的であり、近いところでいくと2021（令和3年）3月31日の事務連絡⁽⁴⁾では69ページにわたり技術的助言⁽⁵⁾が記されている。その中には地域福祉計画に関する部分も15ページにわたって記載されており、自殺対策や居住支援等、中央区地域福祉ビジョンに盛り込みきれなかった部分も少なくない。これらの内容を逐一こなししていくと、どうしてもボリュームのある行政文書になってしまうのが不可避である中で、その部分に関してはほとんどが全市共通の取組を要するものとして「大阪市地域福祉基本計画」に網羅されているので、「中央区地域福祉ビジョン」は地域実情に特化したものでなおかつプレゼン機能に特化したもの、という構成が成立するのである。

2-3 「誰一人取り残さない」を実現するために

具体的に作成していくにあたっては、まず基本理念と基本目標の設定から始めた。「中央区地域福祉ビジョン（改訂）」の基本理念は先述のとおり大阪市地域福祉基本計画と同じとしていたが、地域福祉基本計画に基本理念として記載がある以上もちろん中央区としても共有するものとなるため、あらためて中央区で独自色のある理念を設定することとした。多少の議論を経てディティールの調整等もあったものの、結果として「誰ひとり取り残されることなく、全ての人が安心して暮らし続けられる福祉のまち」が基本理念の原案となるにはそう時間はかからなかった。キャッチフレーズに「SDGs地域福祉」を採用した背景には、

SDGsの誓いに記されている「誰一人取り残さない」は、基本目標1に示す地域共生社会がめざすところと同じではないかという考えが根底にあり、本稿執筆にあたりあらためて振り返ってみると、この「誰一人取り残さない」を最重視していくという方針を認識共有し進めていった事が、ほどなく「やさしい日本語版」「多言語版」の発想が生じた事に大きく影響したのではないかと思われる。

続けて行ったのが、「福祉」の定義である。「福祉のまち」「地域共生社会」を推進していく上では、制度による福祉、専門職が支援を提供する福祉だけではなく、幅広く全ての人を主体とする大きい概念の福祉が必要であると考え、「ふだんのくらしのしあわせ」⁽⁶⁾として広くウェルビーイングに関わるものと定義付けた。日常生活の中で、とすると「福祉」という言葉はどこか別次元の話、自分には関係の無い話、と捉える方が一定割合おられるのは事実であり、そしてそういった場合の「福祉」とは、往々にして「生活保護」「児童相談所」「虐待」といった、福祉施策でもかなりディープなジャンルをイメージされている場合が多いというのが実情である。しかしながら、こどもが生まれれば大多数の人が児童手当やこども医療費助成、保育園等を利用し、大阪市民であれば70歳になれば敬老優待乗車証が交付される。これらもちろん福祉であるし、さらには医療、教育、防災、雇用、地域活動等の生活に関わる様々な事柄も福祉である、と広義に捉えていこうというのが中央区地域福祉ビジョンのめざすところである。そうしていくと、これがもう一つのキャッチフレーズ「HAPPY CHUO」へと繋がってくることになるのである。ブレンストーミングから生まれた様々な意見やアイデアが、自然と有機的に絡み合っって繋がり収束していくため、今回の策定作業の中でも非常に面白い時期であったのを記憶している。

そして、いよいよ本稿の本旨の部分にかかる話になってくるのであるが、ビジョンの骨格となる

これらの作業を進めている中で、「誰一人取り残さないと言いながら、そもそもこのビジョンを読めない人がいるのは問題ではないか？」という非常に重要で看過できない問題提起が生じた。約11万人の中央区人口のうち1万人弱が外国籍住民

(表1)であり、いくら多くの方に目にしてもらえよう広報印刷物の体裁、プレゼン資料の体裁として作成しても、日本語を母語としない方々が日本語で書かれたビジョンを読み理解する事がどの程度可能なのか、という懸念があったのである。

表1 大阪市中央区外国人住民国籍別人員数 (2023(令和5)年3月末現在)

国籍	中国	韓国及び朝鮮	ベトナム	フィリピン	ネパール	その他	合計
人数	4,111	2,548	527	518	290	1,287	9,901

その他：台湾574、タイ147、米国154、インドネシア140、インド93、ブラジル80等

出典：大阪市住民基本台帳人口・外国人人口「外国人住民区別国籍別人口(大阪市民政局)」より
抜粋し筆者作成

地域福祉計画の外国語版作成について、策定ガイドブック⁽⁷⁾にはそのプロセスで「地域住民等の参加を得るためには、情報の提供が極めて重要であり、情報を確実に伝えるための工夫が必要となる。例えば、地域の実情や必要に応じて外国語や点字、インターネット等の多様な媒体による情報提供も考えられる。」と言及されているものの、計画の外国語版作成までは踏み込まれておらず、実際に外国語版を作成している自治体も我々が調べた限りでは神奈川県横須賀市が英語版を作成しているのを把握できたのみであり、かなり先進的な取組になるのではないかとこの感触ではあったが、やはり中央区の地域特性を考えると多言語版の展開は不可欠であるという共通認識のもと、経済戦略局が実施している翻訳支援へ依頼し外国語版も作成していくこととなった。

ところで、この過程で多言語版翻訳のベースとなるものについて、「概要版でもまだ情報量が多い」という課題が生じた。また、同時期に、職員や専門職にとって普通でも市民の方に幅広く自然に理解いただけるのか、それこそこどもでも理解できるようなレベルでの周知浸透も考えていく必要があるのではないかとこの話も出ており、これらを一気に解決できる方法として「やさしい日本語版」の作成が決定する流れとなった。まずは日

本語で言葉の意味がそのままでは伝わりにくい単語について、わかりやすいものに置き換える作業を行い、可能な限り情報を簡潔にした「誰でもわかる」レベルの物を作成した上で、それを多言語版の翻訳ベースにするという発想である。多言語版とやさしい日本語版、本稿のエッセンスの部分なのであらためてこの経過を丁寧に文書化しようと試み、当時のミーティングのメモや担当者間のメール等でのやり取りを振り返ってみたものの、やはり「閃いた!」「それいいと思う!」というレベルで進んでいたため、これ以上の内容に膨らまない点についてはご容赦いただきたい。

3 中央区地域福祉ビジョンの策定プロセス

3-1 基本目標

2022(令和4)年度を計画終期とする「中央区地域福祉ビジョン(改訂)」では、基本理念のもとに2つの基本目標「ともに支え合い、助け合う地域共生社会の実現」「丸ごと、寄り添いの支援ができる地域包括支援体制の構築」が掲げられており、この2つの基本目標は地域福祉の推進にあたって本質的に極めて重要な部分であるため、また、必要以上に大きく変化させるとビジョンの継続的な方向性が見えづらくなるという事もあり、担当者内では新たなビジョンにおいて

もベースの部分は踏襲していくという共通認識があった。

2つの基本目標をさらにブラッシュアップさせていく過程においては、地域共生社会に関する具体的な取組の記載に関して、「担い手」と「受け手」、「支援する側」と「支援される側」というこれまで多用されてきた関係性の表現から、「全てのひとと団体が一丸となって取り組む」「全てのひとに役割がある」「全てのひとの生きがいを大切にする」「多様な主体により地域の福祉が進められる」といった表現を前面に押し出していくよう努めた。「地域包括支援体制」については、この表現のまま継続すると高齢者施策という印象を受け誤解する方も少なくないのではないかという意見もあり、社会福祉法第106条における表現「包括的支援体制」に置き換えることとした。同時にこの部分は重層的支援体制や「断らない相談支援」、また大阪市独自の事業形態で取組を進めている「総合的な相談支援体制の充実事業（つながる場）」⁽⁸⁾とも密接にリンクする部分でもあるため、中央区における様々な分野の機能強化、そして様々な分野の相談支援機関や事業所等が横で繋がるネットワーク強化と絡めて、包括的支援体制に関する具体的な取組を打ち出していく方向となった。

2つの基本目標のうち、地域共生社会を「中央区に関わる全てのひとがめざすこと」、包括的支援体制を「行政をはじめとした専門機関等がとりくむこと」と定義付け、それぞれの視点と取組につ

いてシンプルに整理を図る事ができたのではないかと認識している。

3-2 中央区地域福祉専門会議とパブリック・コメント

地域福祉計画の策定において欠かせないのが、広く住民等の意見を聴取し反映させる事である。大阪市では、「パブリック・コメント手続に関する指針」が定められており、「本市各施策の基本的な計画等の策定又は重要な変更」の際にはパブリック・コメント手続を実施するとされているため、地域福祉計画等の策定・変更の際には各所属ともパブリック・コメント手続を原則実施している。また、中央区では地域福祉ビジョンの策定にあたり、各種地域団体の代表者や有識者等で構成する「中央区地域福祉専門会議」を開催しており、本項ではこういった住民等からの意見聴取に関する状況について簡単に記しておく。

まず、中央区地域福祉専門会議についてであるが、2022（令和4）年9月12日に年度第1回目を開催した（年度内に書面による意見聴取と書面による会議開催を各1回追加で行っている）。委員の所属団体は表2のとおりであり、高齢・障がい・こどもといった福祉分野に加え、医療や地域活動等からも幅広く参加いただいている。また、有識者として桃山学院大学社会学部の小野教授をお招きしており、専門職としては中央区地域包括支援センターの管理者に参加いただいている。

表2 中央区地域福祉専門会議構成団体（2022（令和4）年9月時点）

（一社）大阪市中央区東医師会	（一社）大阪市中央区南医師会
（一社）大阪市東歯科医師会	大阪市南歯科医師会
中央区東薬剤師会	（一社）中央区南薬剤師会
中央区地域振興会	中央区地域女性団体協議会
中央区民生委員児童委員協議会	（社福）大阪市中央区社会福祉協議会
大阪市中央区老人クラブ連合会	中央区子育て応援団
中央区地域自立支援協議会	HANDSちゅうおう
中央区オレンジチーム	

（出典：大阪市中央区地域福祉専門会議開催要綱）

この会議では参加者から熱のこもった意見が色々出され、多くの修正提案がなされ反映された実に有意義な場であった。例えば、事務局作成の原案では基本目標2の具体的取組は「中央区地域福祉ビジョン（改訂）」の順序を踏襲し、総合的な相談支援体制を6つの具体的取組の最後に配置していたが、包括的支援体制を整備していくにあたって不可欠な機能であるとの強い意見により、基本目標2で最も重要視するべきものとして具体的取組1に配置することとなった。他にも、「認知症『対策』という表現は当事者や家族にとって自分たちは対策される存在かというネガティブイメージを与える。」「高齢者福祉・介護の分野で徘徊という用語は使わなくなってきている。」というような語句のチョイスや表現に関わるご意見や、区ホームページのQRコードの広報紙等への掲載、SNSを活用した「#中央区地域福祉ビジョン」キャンペーン等の広報強化へのアイデアが出された。また、コンパクトにする事に我々の意識が傾き過ぎており、逆に必要な部分まで削ぎ落されてしまっていたり、意図や構成がわかり難くなってしまったりしているとの意見により、内容を補強する事になった部分もあった。中には、「福祉」の定義をウェルビーイングへ広げていく事や、「誰一人取り残さない」と掲げていく事に対して区役所が説明しきれぬのかといった、大胆な組立に対する辛口のコメントも頂戴した。「やさしい日本語版」「多言語版」の作成についてはもちろん反対意見や異論はなく、多くの期待の声をいただいたところであるが、「やさしい日本語版」の日本語がやさしさに欠ける、まだ表現が難しいという声もこの時以降何度か耳にすることとなった。「基本理念、基本目標、具体的取組のワード設定をやさしい日本語版では変更する。」という案も一時選択肢には上がったものの、やはり全体の整合性を考慮すると困難であるという最終判断に至った。しかしながら、この点に関しては次回改訂（策定）時に大いに議論すべき重要な論点であると捉えている。

パブリック・コメントについては、2022（令和4）年12月13日から2023（令和5）年1月13日の年末年始を挟んだ約1か月間で実施した。ホームページ、広報紙はもちろん、市役所本庁舎や中央区社会福祉協議会にも設置し、期間中の各種会議においてもパブリック・コメント実施中である旨の周知をかなり行ったにも関わらず、いただいた意見は1通（1名）5件と極めて少ない結果に終わった。専門会議の委員からは「良い出来なので反対や修正の意見が出なかったのでは。」という声も聞かれたが、パブリック・コメントにおいてお褒めの言葉を目にする事も少なくはないので、関心度を高めパブリック・コメントから幅広い意見等を得るという点については次回への宿題が大いに残った形となった。

また、住民等からの意見聴取の機会として、中央区区政会議⁽⁹⁾においても、2022（令和4）年12月のパブリック・コメント実施前と2023（令和5）年3月の確定版公表前に議事とし、区政会議委員の確認をいただいた事を付記しておく。

3-3 中央区地域福祉ビジョン2023～2025の公表

このようなプロセスを経て、2023（令和5）年3月27日にこの時点で完成していた「中央区地域福祉ビジョン2023～2025（全体版）（概要版）（やさしい日本語版）」を、ひとまず中央区ホームページにて公表する運びとなった。多言語版の翻訳依頼を仮稿段階で行うのはNGとされているため、経済戦略局の担当へ翻訳依頼を正式に行ったのは各種手続を経た確定稿が完成した3月中旬のことである。翻訳にある程度の期間を要するボリュームであり、翻訳対象となる5言語（英語・中国語・韓国語・ベトナム語・フィリピン語）の完了見込は5月末頃との回答を得たため、完成している分の公表を取り急ぎ行ったという形になる。

予定が若干遅れ6月上旬に完成稿が届き、レイアウトやデザインの微調整を行った後、7月

4日に中央区ホームページ多言語版の追加を実施した。ところがこの作業段階において、大阪市ホームページのシステム仕様が対応しておらずファイル名や検索エンジンにハングル等の文字が使えない事が判明し、現状では英語表記のファイ

ル名でのアップとなっている。それぞれの言語による検索で本文中の表現にヒットすればたどり着けるものではあるものの、より目に留まりやすくするために何かしら良い方法がないものか検討を要する状況にある。

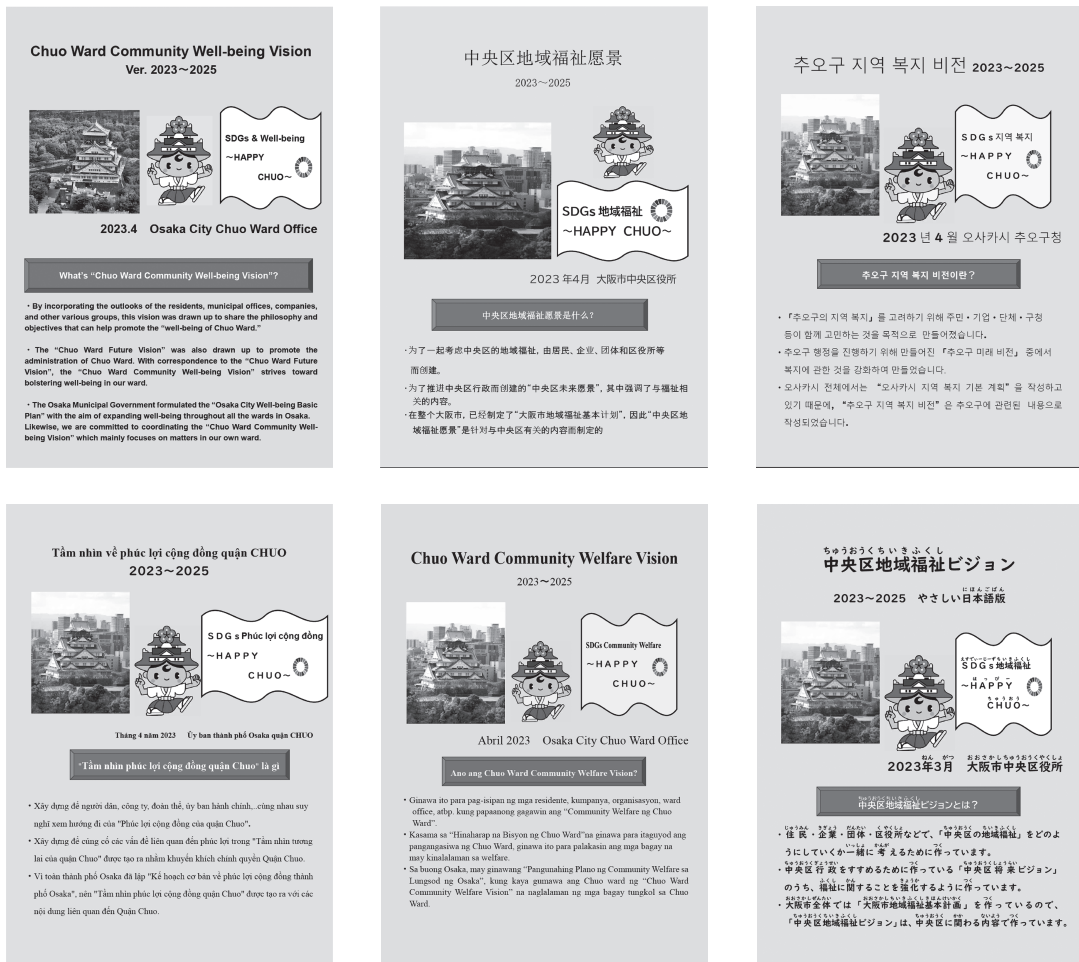


図1-1～6 中央区地域福祉ビジョン(多言語版・やさしい日本語版)表紙
(左上から右へ順に英語版・中国語版・韓国語版・ベトナム語版・フィリピン語版・やさしい日本語版)

また、我々の意識が多言語版の翻訳にかかる作業に向き過ぎており、視覚障がい者向けの音声読み上げデータの作業が想定より遅れ本稿執筆時点ではまだ公開に至っていないため、こちらも早期にホームページへ追加アップする必要があると考えている。

4 中央区地域福祉ビジョン2023～2025のミッション

4-1 中央区地域福祉ビジョン2023～2025を共有する

中央区ホームページ等で公開して以降、様々な場所での広報周知取組を開始した。区役所の担当

者が出向いて概要版リーフレットを配布し、基本理念や基本目標を簡単に説明したという機会だけでも、民生委員児童委員協議会理事会、地域包括支援センター運営協議会、自立支援協議会、地域福祉コーディネーター連絡会、こどもの居場所連絡会、地域座談会等、それぞれの会議体の詳細を説明するとかなりの分量になるので割愛するが、オフィシャルな場からインフォーマルな地域団体の集まりまで幅広く本稿執筆時点でそれなりの数になっており、その参加者が次の場所での広報周知につなげてくださる、という循環も生まれ始める等、福祉の関係者や地域での活動に何かしら関わっている、というステージにおられる方々へは少しずつ浸透が始まっている。今のところ、概要版を配布しての広報周知アナウンスに留まっただけではあるが、ゆくゆくはワークショップや意見交換会の実施等、先述の地域福祉専門会議とはまた別のステージで、より多くの方に広げていくとともにより多くの方の声をピックアップする機会を設けていく必要性を認識しているところであり、「中央区地域福祉ビジョンで何かしらのご依頼がございましたら、3分から3時間までお受けします！」と説明会等の機会に周知させていただいている。

また、中央区役所保健福祉課での小さな変化として、区長挨拶文の原稿を書く機会が減ったという事が挙げられる。福祉関連の会議や行事等で区長挨拶を要する場面というのはそれなりに多く、その都度挨拶文案や大まかな方向性を整理してレクチャーするのは事務方の仕事であるが、最近はその会議等における挨拶に必要な最低限のポイントをお伝えして、後は地域福祉ビジョンについて話題にされたいと依頼すると、元々キャッチフレーズの設定は区長の強い意向によるものでもあるため、「SDGs 地域福祉」「HAPPY CHUO」に地域共生社会やウェルビーイングの話を交えた流麗なスピーチが、もはや一つの話芸のように仕上がっており日々洗練が続けている。むしろあまりの熱弁に予定の尺を超えて後ろの議事に影響しな

いか冷や冷やする事があるくらいになっているのは、作成した現場サイドとしてはありがたい話でもある。

もちろん区役所内部での取組も進めており、2023（令和5）年度の新規採用者・所属間転入者向けの研修では、保健福祉課の業務説明と併せて中央区地域福祉ビジョン2023～2025の紹介を行い、理念や目標といった基本的なコンセプトを理解した上で業務にあたってもらえるよう、保健福祉課内に留まらない発信に広げている。他所属からも、やさしい日本語版の作成に至る判断や作業のプロセスについての問い合わせ等、ポジティブな話題によるアプローチを数件いただいている。中でも、2023（令和5）年2月に大阪市民局が開催している「多文化共生推進本部会議」において、多文化共生にかかる先進的取組として紹介の機会をいただいた事は、大阪市においてやさしい日本語や多言語版の取組を推進していくという観点では、多くの関係所属から幹部職員が参加している場での発信という、市役所の内部へ向けた良い機会であったと感じている。

4-2 中央区地域福祉シンポジウム

少し時間軸は前後するが、「中央区地域福祉ビジョン2023～2025」の策定に関わる大きな試みの一つとして、2023（令和5）年2月23日にJ:COM中央区民センターホールにて開催した「中央区福祉シンポジウム」が、非常に重要な位置付けとなっている。

これは、包括的支援体制・重層的支援体制整備がそこを視野に入れているのである意味当然ではあるのだが、中央区地域福祉ビジョンの基本理念や基本目標と、生活困窮者自立支援制度が目指すものとの親和性が極めて高い点に着目し、生活困窮者自立支援法に基づく支援会議として「誰一人取り残さない地域共生社会」「断らない相談支援」を打ち出していくシンポジウムを開催することとなったものである。

シンポジウムのコンセプトとして「中央区地

域福祉ビジョン2023～2025」の説明を中央区役所から行った後、日本におけるコミュニティソーシャルワーカーの先駆けであり、生活困窮者自立支援制度においても先進的取組で全国をリードする、豊中市社会福祉協議会の勝部麗子氏に基調講演をお願いした。中央区と豊中市、「どちらか」というと富裕層が多そうで困窮者支援のニーズは低そう。」といったイメージが共通するところで、勝部氏から発せられる話題は社会的孤立に対するアプローチや地域コミュニティとの関わり等多岐にわたり、中央区地域福祉ビジョンによる取組や生活困窮者支援の方針等、中央区にとって大きな学びを得られるものとなった。後半では、勝部氏と稲嶺区長に、いわゆる「グリ下」⁽¹⁰⁾で若者支援に携わるNPO法人D×Pの今井理事長、くらしサポート中央の松岡主任相談支援員を加え、中央区地域福祉専門会議でもお世話になっている小野教授のコーディネートによりトークセッションを行った。スライドによる現状報告や課題提起に会場からの質問を交えた意見交換等、こちらでも幅広い内容に話題が及び、参加者アンケートからは「区長の福祉に対する思いを直接区長の言葉で聞いたのが良かった。」「中央区には良い相談支援機

関があるのがわかり安心した。」といった感想を複数いただき、会場・オンライン合わせて100名足らずの参加ではあったが、中央区で一丸となって「誰一人取り残さない地域共生社会」「断らない相談支援」を目指していく事を打ち出す良い機会にできた。

企画時には「中央区地域福祉ビジョン2023～2025」の策定と支援会議のコラボによる単発のイベントとして考えていたが、その濃密な内容は参加いただいた皆様にも中央区役所にとっても非常に充実したものとなったことから、終了後には継続的な実施を求める声をいくつもいただき、本稿執筆時点では詳細未定ではあるものの2023（令和5）年度以降も定期的に開催する方向で検討を進めている。

4-3 「誰一人取り残さない」を実現するための取組

ここまでは、「中央区地域福祉ビジョン2023～2025」の策定から広報周知に関する流れを説明してきたが、あくまでも地域福祉ビジョンは基本理念及び基本目標の達成へ向け、認識の共有を図りながら取り組むためのツールであり、ビジョンの策定はゴールではなくスタートであるという事は言うまでもない。

多言語版に関しては、現在大阪市の担当部署で翻訳が可能な言語での作成に留まっているのが現状である。今後は中央区に使用人口が一定数想定される他の言語版の作成について、その依頼先や経費等の課題をクリアできるようその方法を検討していきたいと考えている。また、多言語版を見て来られた外国籍の方を対応できない、となると実効性の無い看板倒れの地域福祉ビジョン多言語版になってしまうため、トリオフォンや翻訳アプリ等の活用によるコミュニケーション手段の確保、外国籍の方のニーズに沿って利用できる制度を的確に案内できるような、区役所をはじめとした各機関における力量と知識の向上も、取組を進めていく上で重要なポイントになってくる部分で

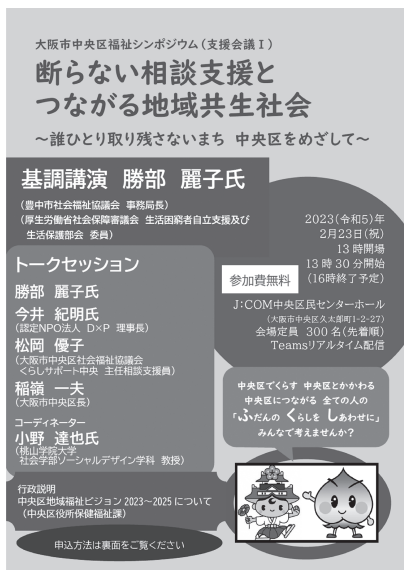


図2 中央区福祉シンポジウムチラシ

あると言える。

「誰一人取り残さない地域共生社会」「断らない相談支援」を掲げていく事は、ともすれば「理想論」「綺麗事」という評価に陥りかねないスケール感である点については、我々も一定認識している部分でもある。ただ、ここへ向かって少しずつでも歩みを進めていく事が、中央区の地域福祉を推進させていくにあたり不可欠であるとも認識している。

「中央区地域福祉ビジョン2023～2025（全体版）」にも記載している内容になるが、地方自治法第1条の2には「地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする。」とある。中央区役所では、ここに記されている「福祉」を制度福祉に留まるものではなく広く住民の幸福と解釈するべきとして捉えており、地域の多様な主体との連携により「HAPPY CHUO」に向け取り組んでいくという意思表示をお伝えし結びとする。

（しばた だいき：中央区役所保健福祉課長代理）

（むらかみ としあき：中央区役所保健福祉課長）

（ひぐち きょうこ：中央区役所市民協働課長代理）

（なかおか けいた：中央区役所保健福祉課担当係長）

（いとう しげあき：中央区役所保健福祉課担当係長）

（ほそみ さち：中央区役所保健福祉課担当係長）

注・引用文献

(1) 2012（平成24）年7月に、「成長は広域行政、安心は基礎自治行政」という考え方を基本に、大阪にふさわしい大都市制度の実現を見据え、基礎自治行政について、現在の大阪市の下で「ニア・イズ・ベター（補完性・近接性の原理）」を徹底的に追求した新しい住民自治と区政運営の実現、ムダを徹底的に排除した効果的・効率的な行財政運営をめざすとして、「市政改革プラン」がとりまとめられ、3つの柱の一つとして「自律した自治体型の

区政運営」が示された。基本的な考え方は現在の「市政改革プラン3.1」でも継続している。

(2) 「大阪市地域福祉計画（第1期）」において、より身近な地域での実情にあった地域福祉を推進するしくみづくりのために、区レベルの公私協働による行動計画を策定していくとされ、2006（平成18）年までに全区で「区地域福祉アクションプラン」が策定された。

各区において地域福祉計画等を策定することとなった際に発展的解消されている。

(3) 大阪市では、区長が区内の基礎自治行政を総合的に推進していく上で、地域としての区のめざすべき将来像、将来像の実現に向けた施策展開の方向性等をとりまとめるものとして、各区において「将来ビジョン」を策定している。

(4) 厚生労働省子ども家庭局長、厚生労働省社会・援護局長、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長、厚生労働省老健局長 2021（令和3）年3月31日付子発0331第10号社援発0331第16号障発0331第10号老発0331第5号「地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について」の改正について

(5) 地方自治法第245条の4第1項「各大臣は、その担任する事務に関し、都道府県知事その他の都道府県の執行機関に対し、前項の規定による市町村に対する助言若しくは勧告又は資料の提出の求めに関し、必要な指示をすることができる。」に基づくもの。自治事務に関する事務連絡の多くが本条を根拠に技術的助言として発出される。

(6) 策定のプロセスで「ふだんのくらしをしあわせに」へ変更となった。

(7) 社会福祉法人全国社会福祉協議会編（2019）「地域共生社会の実現に向けた地域福祉計画の策定・改定ガイドブック」63頁

(8) 一つの相談支援機関だけでは解決できない、複合的な課題を抱えた人や世帯への支援を目的として、2017（平成29）年から3区でモデル実施、2019（平成31）年から全区で実施

している事業。「つながる場」の開催等による複合的な課題を抱えた人を支援する取組、ツールの開発や研修会の開催等による相談支援機関の連携の促進に向けた取組が事業の2本柱となっている。

- (9) 「ニア・イズ・ベター」の推進のため、区長による区民の意見やニーズの把握、区民の区政運営への参画や評価を目的とし、「区政会議の運営の基本となる事項に関する条例」に基づき全区で実施されている。
- (10) 2021（令和3）年頃から戎橋周辺で若者の集団による飲酒・喫煙・OD（過剰服薬）等の行動が問題視されるようになり、SNSや報道において「グリコの看板下」を略した「グリ下」という呼称が定着した。

参考資料

大阪市福祉局（2023）「大阪地域福祉計画・大阪市地域福祉推進指針」

<https://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000148986.html>

2023年6月11日

大阪市市政改革室（2013）「市政改革プラン（平成24年7月30日策定）」

<https://www.city.osaka.lg.jp/shiseikaikaku/shitsu/page/0000178949.html>

2023年6月17日

大阪市市政改革室（2022）「『市政改革プラン3.1（市政改革プラン3.0の中間見直し版）』の策定について」

<https://www.city.osaka.lg.jp/shiseikaikaku/shitsu/page/0000562492.html>

2023年6月17日

大阪市中央区役所（2023）「中央区将来ビジョン2023～2027」

<https://www.city.osaka.lg.jp/chuo/page/0000594552.html>

2023年6月17日

大阪市福祉局（2022）「総合的な相談支援体制の充

実に向けた取組み」

<https://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000539263.html>

2023年7月10日

大阪市政策企画室（2022）「パブリック・コメント手続に関する指針」

<https://www.city.osaka.lg.jp/seisakukikaku/shitsu/page/0000199317.html>

大阪市民政局（2023）「区政会議」

<https://www.city.osaka.lg.jp/shimin/page/0000221383.html>

2023年7月10日

横須賀市（2023）「横須賀市地域福祉計画」

<https://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/2605/keikaku.html>

2023年7月10日

大阪市社会福祉研究 第46号

「研究論文」及び「実践報告」募集要領

年刊研究誌「大阪市社会福祉研究」では、大阪市内で社会福祉に関する活動を行っている団体、グループ及び個人が自発的に研究活動を行い、その成果をまとめた「研究論文」及び「実践報告」を募集する。

《募集範囲》

- ① 大阪市社会事業施設協議会に加盟する各施設の職員
 - ② 大阪市社会福祉協議会及び各区社会福祉協議会の職員
 - ③ 大阪市福祉局・こども青少年局及び各区保健福祉センターの職員
 - ④ その他、大阪市内で社会福祉に関する活動を行っているグループ、個人などで『大阪市社会福祉研究』編集委員会が認める者
- *いずれも、個人による研究のほか、グループによる共同研究、共同執筆によるものも可とします。

《原稿内容》

- ① テーマは「社会福祉」の範囲とします。
- ② 研究論文、研究ノート、実践報告等、福祉の実践のうえで生起する諸問題について、その解決のための示唆や方向づけを与えるものとします。
- ③ 原稿は、未公開（未発表）のものに限ります。

《原稿字数》

参考文献・図表等も含め、18,400字以内（パソコンで作成された原稿）とします。

《応募方法》

所定の応募用紙により、5月31日（水）までに大阪市社会福祉研修・情報センターへ論文テーマ等をお送りください。掲載候補となったものについて、あらためて「執筆依頼」をお送りします。
原稿の締め切りは 7月20日（木）とし、提出論文から編集委員会にて審査（査読）のうえ、掲載論文を選定します。

《その他》

- ・「大阪市社会福祉研究」への提出論文については、政治的・宗教的活動に使用しないこととします。
- ・「大阪市社会福祉研究」に掲載された論文及び実践報告について、次のような観点から審査し、優秀と認められた場合に、同心会より研究奨励賞、研究努力賞、会長賞が授与されます。

副賞 研究奨励賞（3万円） 研究努力賞（2万円） 会長賞（5千円）

各賞について、該当者なしの場合もあります。

なお、大学教員その他専門家との共同執筆による論文等は、選考の対象外となります。

審査項目	(1)継承性	(2)独自性（重点評価項目）	(3)波及性（重点評価項目）
	(4)客観性	(5)協同性	(6)構成員力

問い合わせ先

大阪市社会福祉研修・情報センター（運営主体：社会福祉法人 大阪市社会福祉協議会）
〒557-0024 大阪市西成区出城2-5-20
TEL (06) 4392-8201 FAX (06) 4392-8272
メールアドレス kensyu@shakyo-osaka.jp

大阪市社会福祉研究 編集委員会 設置要項

- 第1条 委員会の名称は、大阪市社会福祉研究編集委員会（以下、編集委員会）とする。
- 第2条 編集委員会は、研究誌「大阪市社会福祉研究」発行の目的を達成するため、編集に関して次の任務にあたる。
- ① 編集発刊に関する一切の業務
 - ② 投稿論文等の査読依頼及び原稿掲載可否の決定
 - ③ その他、編集に関する事項
- 第3条 編集委員会委員は、学識者等若干名で構成し、編集委員会に編集委員長を置く。委員長は委員の互選により選出する。
- 第4条 編集委員会は委員長が招集する。
- 第5条 編集委員会は、投稿された原著論文について、次の原則に基づき掲載の可否を決定する。
- ① 査読者2名以上に査読を依頼する。査読者の選定は編集委員会が選定して、依頼する。
なお、編集委員は査読者を兼ねることができる。
 - ② 査読者の氏名は公表されず、同時に査読者に対しても、投稿者の氏名、所属等の個人情報特定できないように配慮し、査読を依頼する。
 - ③ 査読の方法については別に定める。
 - ④ 編集委員会は、査読者の判定結果を元に、掲載の可否及び掲載順を決定する。
- 第6条 本要項の改定には編集委員会の議決（過半数）を必要とする。
- 附 則 この要項は、令和5年6月13日から施行する。

大阪市社会福祉研究 編集委員

委員長	白澤 政和	国際医療福祉大学 大学院 医療福祉学研究科 教授 大阪市立大学 名誉教授
委 員	牧里 毎治	関西学院大学 名誉教授
委 員	西嶋 善親	元福祉局長、元大阪市社会福祉協議会 常務理事

令和5年7月1日

大阪市社会福祉研究 投稿規定

1. 投稿内容

本誌への投稿原稿は、社会福祉とその関連領域の学術的・実践的進歩に寄与する学術論文であり、他誌に掲載されていないもの及び掲載予定のないものに限りします。

2. 倫理上の配慮

対象者の人権に十分配慮し、倫理的規範を遵守していることを要します。
(研究に当たっては対象者のインフォームドコンセントを経て、個人情報保護の精神に基づき個人を匿名化すること。所属する施設等の倫理審査委員会またはそれに準ずる機関の承認を得ていることが望ましい。)

3. 利益相反および公的研究費

研究に利益相反の可能性がある場合は（企業等からの研究助成金や寄付金の受け入れ、実験機器等の提供、コンサルタント料や謝金、特許取得など）、原稿本文の最後に利益相反について記載してください。利益相反は研究の公平性、信頼性を確保するために開示することが必要です。

4. 著者について

投稿論文の著者は、以下のものとします。

- ① 大阪市社会事業施設協議会に加盟する各施設の職員
- ② 大阪市社会福祉協議会及び各区社会福祉協議会の職員
- ③ 大阪市福祉局・こども青少年局及び各区保健福祉センター職員
- ④ その他、大阪市内で社会福祉に関する活動を行っているグループ、個人などで『大阪市社会福祉研究』編集委員会が認める者

いずれも、個人による研究のほか、グループによる共同研究、共同執筆によるものも可とします。

5. 投稿区分と長さ

投稿区分は、研究論文、研究ノート、実践報告、その他とします。

参考文献・図表も含め、18,400字以内とします。

6. 著作権

本誌に掲載された論文の著作権は、大阪市社会福祉研修・情報センターに帰属します。ただし、著者自身が使用する場合はこの限りではありません。

7. 転載

他の著作物からの転載については、原出版社および原著者の許諾が必要です。予め投稿者本人が許諾を得てから投稿してください。

8. 投稿原稿

投稿原稿は本規定および執筆要領に従うものとします。

9. 掲載の可否

掲載の可否は査読を経て編集委員会で決定します。掲載順序についても編集委員会で決定します。

10. 著者校正

原則として1回とします。校正は赤で行い、所定の期限内に返送してください。

11. 別刷り

希望に応じますが、著者の実費負担とします。

12. 投稿原稿の送付について

原稿は原則として執筆依頼文「投稿先アドレス」へ電子投稿とします。情報伝達には原則としてE-mailを使うので、日常的に連絡のとれるアドレスを知らせてください。

なお、原稿を送付して1週間を経過しても「原稿受理」というメールが届かない場合は、投稿先メールアドレスまで再度連絡ください。

送信するファイルには、ファイル名に「タイトル」をいれてください。

(投稿先・問い合わせ先)

大阪市社会福祉研修・情報センター（運営主体：社会福祉法人 大阪市社会福祉協議会）

〒557-0024 大阪市西成区出城2-5-20

TEL (06) 4392-8201 FAX (06) 4392-8272

メールアドレス kensyu@shakyo-osaka.jp

令和5年6月13日 新規作成

「大阪市社会福祉研究」執筆要領

大阪市社会福祉研修・情報センター

- 1 テーマは「社会福祉」の範囲とし、研究論文・研究ノート・実践報告等、福祉の実践のうえで生起する諸問題について、その解決のための示唆や方向づけを与えるものとし、原稿は、未公開（未発表）のものに限ります。
- 2 投稿原稿は、図表・注・引用文献等も含め18,400字以内とします。図表は1点につき400字換算とし、図表込みで18,400字以内を厳守してください。ただし、1ページ全体を使用する図表は1,600字換算とします。
なお、タイトル、サマリー、キーワード、目次、執筆者名（巻頭・巻末）の文字数は含みません。
- 3 投稿原稿には、次の順序で記載ください
（1）タイトルとサブタイトル、英文のタイトルとサブタイトル
（2）執筆者名（フルネーム）、英文執筆者（フルネーム）
（3）サマリー（要約・要旨） ※200字～400字を目安にしてください
（4）キーワード ※本論文におけるキーワード（複数）を記載ください
（5）目次
（6）本文
（7）執筆者名のふりがな及び所属団体名
（8）注、引用文献
（9）参考文献
- 4 本文の段落番号について
本文を段落分けする時は、段落番号をつけてください
大項目は、1、2、・・・
中項目は、1-1、1-2、1-3、2-1、2-2・・・
小項目は、1-1-①、1-1-②、1-1-③・・・
- 5 「注及び引用文献」の表示について
（1）注及び引用文献の補足説明等は、本文の右上に通し番号〔（1）、（2）、・・・〕をつけて、論文末尾に一括して記載してください。
例）〇〇は、△△△について「 」と述べている⁽¹⁾。
（2）引用文献等の記載方式について、引用文献や資料等は、次の要領で明示ください。
ア 単著の場合
著者名（出版年）『書名（タイトルーサブタイトル）』出版社名、所在頁。
イ 共著の場合
文献上の著者順『書名（タイトルーサブタイトル）』出版社名、所在頁。

ウ 編書の場合

編者（出版年）『書名（タイトル—サブタイトル）』出版社名、所在頁。

エ 編書論文の場合

論文著者名（出版年）「論文名」編者名『書名（タイトル—サブタイトル）』出版社名、所在頁。

オ 雑誌論文の場合

論文著者名（出版年）「論文名」『掲載雑誌（もしくは紀要）名』出版社名、所在頁。

カ 電子メディア情報の場合

著者名（公表年または最新の更新年）「当該情報のタイトル」（URL、アクセス年月日）

6 参考文献等の記載については、前述の引用文献等の記載方法と同様とします。ただし、所在頁は不要です。

7 図形、図表は別紙にし、挿入希望箇所を本文中に「朱書き」で指示してください。
また、記憶媒体にも別途保存をお願いします。

8 数字は、原則としてアラビア数字（0.1.2.3.…」を用いてください。

9 人権や差別に抵触する記述や表現はしないよう留意してください。

10 事例報告を掲載する場合、個人のプライバシーに配慮し、次の要領で執筆してください。

- （1）実在する部分で表現を変更できる部分はできる限り変更し、本文の文中もしくは後記で表現（ケース）を変更していることを明記してください。
- （2）実在する部分を変更することができない場合は、本人・家族から必ず文書による承諾を取り、本文の文中もしくは後記に承諾を得たことを明記してください。場合によっては承諾書をご提出いただくことがあります。また、職場の上司の確認を求めることもあります。
- （3）個人を特定できる写真及びデータは、掲載いたしません。

11 原稿の受付

原稿は原則として執筆依頼文「投稿先アドレス」へ電子投稿とします。情報伝達には原則としてE-mailを使うので、日常的に連絡のとれるアドレスを知らせてください。

なお、原稿を送付して1週間を経過しても「原稿受理」というメールが届かない場合は、投稿先メールアドレスまで再度連絡ください。

送信するファイルには、ファイル名に「タイトル」をいれてください。

施行：令和5年6月13日

同心会社会福祉研究奨励賞選考一覧

掲載号	研究奨励賞（第8号までは特別研究奨励賞）一覧		研究努力賞（第8号までは研究奨励賞）一覧	
	受賞者・団体	受賞対象論文	受賞者・団体	受賞対象論文
第6号 (昭和58年度)	松阪 功	ケース記録の方法 －現場からの提案－	芝野松次郎	ケースワークの調査法 ：リサーチ・マインデッド・ワーカー
	平田 佳子・橘 英彌 残華千鶴子	重症心身障害児訪問指導について	山縣 文治 高月 波子	乳児の一時的養育ニーズの分析 里親制度運用の状況 －大阪市の場合－
			両角 正子	肢体不自由児通園施設「あさしお園」 の現状と課題
第7号 (昭和59年度)	関 宏之	障害者の雇用と就労 －職業リハビリテーションの課題と展望－	白澤 政和	老人に対するソーシャル・サービス
	辻 光文	教護院と小舎夫婦制 －阿武山学園に生きた一管見－	北浦 亨・青木 正博 山本 恒俊	わが国の社会保障制度における生活保 護制度の役割と課題
			横石 金男	生活保護と社会福祉
			清水 隆則 福井 桂子・平田 佳子	集団スーパービジョン 障害児家族への福祉援助について重度 精神薄弱児訪問指導の報告
第8号 (昭和60年度)	真鍋 清則	障害者（児）のリハビリテーション －肢体不自由児の療育を中心に－	黒川 昭登	多様化するニーズと措置費制度
	深尾 開司	公的扶助制度における福祉の具現につ いて －生活保護動向にみる日本的福祉の実 践に向けて－	白澤 政和	老人に対するケース・マネージメント －その内容と必要性を中心として－
			西尾 祐吾	被保護母子世帯研究の一視点
			平野区福祉事務所母子・ 父子問題小委員会	生活保護受給世帯の実態 －調査結果の分析から－
			山本 茂	真摯なる専門性を問う －大阪市生活保護施設連盟の現場から－
			大阪市中央児童相談所野 外活動委員会	児童相談所における在宅指導のあり方 を求めて －野外活動の実践報告－
			金戸 述	夜間保育所の示唆する諸問題 －児童福祉施設の今後のあり方に対する －考察－
			大阪市児童収容施設連盟 調査研究委員会	施設児童の生活意識と生活実態 －施設児童の理解のために－
			長谷 秀雄・竹村 安子 植村 利弘	大阪市における小地域社協の育成と課題
第9号 (昭和61年度)	旭区福祉事務所中国帰国 者ケース検討小委員会	中国帰国者自立援助の取り組みとケー ス事例	該当者なし	
	西尾 祐吾・杉本 敏夫 東浦 俊次・佃 宏	被保護高齢者世帯の実態について		
	越村真己子・白澤 政和	大阪市における老人福祉センターの現 状と問題点 －全国老人福祉センター調査結果との 比較をもとに－		
	市村 健二	アルコール関連問題と専門施設の役割		
第10号 (昭和62年度)	大阪市中央児童相談所里 親委託追跡調査研究会	大阪市における里親委託の追跡調査研 究（Ⅱ） －養子縁組ケースについて－	すみれ愛育館共同ホーム 研究グループ	すみれ愛育館「共同ホーム」のとりくみ
	榎並 義弘	更生施設における処遇と展望に関する 一考察 －大淀寮の事例を通して－	横石 金男	社会福祉的援助の原理（岡村方法論に ついて）

掲載号	研究奨励賞一覧		研究努力賞一覧	
	受賞者・団体	受賞対象論文	受賞者・団体	受賞対象論文
第11号 (昭和63年度)	生野区福祉事務所母子世帯処遇改善委員会	自立母子世帯調査報告－生野区に於ける被保護母子世帯について－	大阪市立社会福祉センター内老人電話相談センター担当者グループ	老人電話相談の現状と課題
第12号 (平成元年度)	林 健二	リハビリテーション工学に求められるもの－リハビリテーション工学の現状と課題－	畠中 義久	自立援助機能（自立援助システム）についての一考察 －養護施設・自立援助ホームの立場から－
	後藤 和美	イングランドにおける少年非行対策	人見 和子	均等法時代の女子労働者福祉施設の役割について －大阪市立勤労婦人センター13年のあゆみの中で考える－
第13号 (平成2年度)	ボランティアセンター・ビューロー連絡会	大阪市ボランティアセンター、ボランティア・ビューローの需給調整事業をとしてみるボランティアの育成と課題	坂東美和子	施設給食の向上をめざして －現場からの報告－
			風の子そだち園生活発達療育研究部	精神薄弱者の社会的自立と通所更生施設 の役割 －風の子そだち園の実践を通して－
第14号 (平成3年度)	原 順子	聴覚障害児をとりまく福祉的課題	武内 貴夫	大阪市における高齢者福祉対策の歩み と今後の課題（下）
			藤井 能文	高齢者のための地域ネットワークづくり －港区の友愛訪問活動を参考として－
			土田美世子・竹本 笑子	児童館・親子教室の今日的役割と機能 －地域ぐるみの子育て支援についての考察－
第15号 (平成4年度)	風の子そだち園生活発達療育研究部	障害者のレスパイトサービスを考える	大阪市児童福祉施設連盟 処遇指標研究会	養護高齢児の実態と自立援助のあり方
			木戸脇富子・神垣 真澄	要介護高齢者に対する在宅サービス量 設定に関する一考察 －ニードを中心に－
第16号 (平成5年度)	山田伊佐子・坂本 歩 岡田 博子・新澤 伸子	通園施設における自閉的傾向をもつ子どもと家族への援助 －TEACCHプログラムに基づく環境の構造化を中心に－	堀内 桂・濱村 浩一 亀岡 碩哉・佐味 秀雄	愛隣地区における高齢生活困窮者に関する基礎的研究
			濱村 浩一・堀内 桂 亀岡 碩哉	愛隣地区における高齢生活困窮者に関する研究－その2（Baumtestを用いて）
第17号 (平成6年度)	該当者なし		湖上 登子	城東区老人福祉センターにおける老人保健・健康増進事業の歩みとそのまとめ
			該当者なし	
第18号 (平成7年度)	該当者なし		該当者なし	
第19号 (平成8年度)	滝口 和夫	戦後の大阪市における失業対策事業の展開と収束（上）	該当者なし	
第20号 (平成9年度)	細川 雅人	福祉現場から見た成年後見制度の必要性	該当者なし	
	大熊 章夫	重度脳性麻痺者の生活介護の現状と課題		
第21号 (平成10年度)	松藤 栄治	知的障害者のライフコース －就労の問題を中心に－	長谷 秀雄・岩佐 敦子 小西千代美	子育てネットワークと教室運営 －平野児童館における共同子育て事業－
	水野 博達	2000年をどう迎えるか －気になる『措置→保険制度のエア・ポケット』－	青木 正博	子どもの心と出会うとき －児童院における通所集団活動を通して－
			脇坂 博史 川田 誠	『サロン活動』から見えるボランティア活動と地域福祉
第22号 (平成11年度)	松村 昌子・岩崎 隆彦 加藤啓一郎	どんなに障害が重くても、地域で暮らしていくために必要な支援とは何か	寺見 陽子・西山 梢 白井 潤子・堀江 直子 氏原 雅子・石井 博子	乳児と保育者のかかわりに関する一考察 －保育行為の読みとりと援助のあり方を探る－

掲載号	研究奨励賞一覧		研究努力賞一覧	
	受賞者・団体	受賞対象論文	受賞者・団体	受賞対象論文
第23号 (平成12年度)	該当者なし		在町 香月・岡井 淳治 斎藤 宏行・竹村 安子 中嶋 千晴・横山紀代美 海瀬 一典・辻 薫 今村 健一・阪口 和代 日浦真木子・西楚明寿香 来間 寿史・山本 基恵	区社会福祉協議会・校下社会福祉協議会の展開とコミュニティワーカー 障害児の低年齢化、重度重複化に対応した通園施設の早期療養の工夫
第24号 (平成13年度)	該当者なし		河原田啓史 長尾 正男・岡本 文人 長田 宣子・朝比奈 裕 北川 温子・貫志 彩 清水 晶子・岩上 高志 横山 郷史・市山 成治	医療行為を必要とする重度障害者の地域生活の現状と課題 －重症心身障害者M君の在宅生活の事例を通して－ 情緒障害児短期治療施設における処遇・治療技法の検討 －被虐待児童の入所増加に伴う処遇のあり方－
第25号 (平成14年度)	社会福祉法人今川学園：制度改革に向けてのワーキングチーム 松尾 尚・北畠 正寛 千葉 邦明・篠瀬美千代 川口 博之・阿武 尚信	制度改革に対応する上での施設現場の課題	安藤 努・井筒 恵子 植村 利弘・西 申子 森岡 朋子	マイケアプランをめぐる在宅介護支援センターの実践
第26号 (平成15年度)	堅川 知子・武 直樹 亀岡 直樹・植村 利弘 末長 秀教・井西 弘宣	生野区における区社協発展強化計画策定への取り組み －区レベルのアクションプランでの協働に向けて－	該当者なし	
第27号 (平成16年度)	坂東 弥生	通所介護における機能訓練について －ICFの観点からみた訓練の意義と課題－	中村さやか・木村 祥子 松浦 聡・児玉 貴志 油谷 佳典	知的障害者の支援費利用の現状と課題 地域生活移行・生活支援の実験的検証 －『もう施設には帰りたくない』この思いを実現するために－
第28号 (平成17年度)	石川 洋志・大西 尚子 武 直樹・堅川 知子 辻中 知加・中嶋 千晴 富田めぐみ・川原 義彦	校下（地域・地区）社会福祉協議会と地域（地区）ネットワーク委員会の現状と課題の整理 －校下における地域福祉推進のための関係構築へむけて社会福祉協議会職員からの提案－ 社会福祉施設で働く者の人権意識と権利擁護の取り組み（実践報告）	該当者なし	
第29号 (平成18年度)	高落 敬子 青木 智香・武 直樹 竹越 直子・堤 和美 吉田 美幸	「リロケーションダメージ予防」の観点から望まれる利用者本位の高齢者泊まりサービスモデル事業の評価 社協職員から問う社会福祉協議会の使命とは －社協らしさへのこだわり－	該当者なし	

掲載号	研究奨励賞一覧		研究努力賞一覧	
	受賞者・団体	受賞対象論文	受賞者・団体	受賞対象論文
第 30 号 (平成 19 年度)	該当者なし		谷 太一	アメリカの公的扶助における一般扶助の変遷 ー 1996 年の福祉改革前後における動向を中心にー
			横内 正人	野宿生活者巡回相談事業によるホームレスの自立支援について ー 大阪市内 A 地区における動向を中心にー
			石村 陽一・坂東 弥生	介護保険の要援護者に対する「介護予防」サービスのアプローチ法についての考察
			村岡枝理子・鈴木 志乃 種継 敦	スーパーバイザー養成研修の効果に関する研究
第 31 号 (平成 20 年度)	松藤 栄治	野宿生活からの離脱の条件 ー あいりん地域から脱野宿した人々の「その後」よりー	岩崎 隆彦	自閉性障害のある子どものこころに焦点を当てる ー その理解と支援ー
			【会長賞】 松浦 聡・児玉 貴志 油谷 佳典	地域生活移行・生活支援に関する一考察
			末長 秀教・堅川 知子 真砂 等・溝淵 肇	指定都市における大阪市社協と区社協の関係性を考える
第 32 号 (平成 21 年度)	該当者なし		高落 敬子・山内 恵美 西口 昌代	大阪市認知症介護実践者研修の評価 ー 意識調査から見えた研修課題ー
第 33 号 (平成 22 年度)	益子 千枝・田岡 秀朋 平川 隆啓	過渡期を迎える刑余者の課題と展望	該当者なし	
第 34 号 (平成 23 年度)	城東区地域自立支援協議会有志 松藤 栄治	ローカルガバナンスによる福祉コミュニティの創造 ー 城東区地域自立支援協議会の事例を通してー	在町 香月・石川 洋志 殿井 祐一・畑野 千夏	「地域ケアネットワーク連絡会」の実践から見えてくる地域における新たな支え合いの展開と可能性に関する研究 ー 大阪市東成区における事例をもとにー
			山内 恵美・高落 敬子 北風 昌代	大阪市認知症介護実践リーダー研修の意義と効果
第 35 号 (平成 24 年度)	麻井 郁・阪井 誠一 真砂 等	個別支援部門と地域支援部門の職員連携によるコミュニティソーシャルワーク実践について ー 大橋理論による整理・検証ー	藤原 一男・伊関 玉恵 東野香津美・横野 雅子 巽 美希・西中川由香	大阪市成年後見支援センターにおける市民後見人活動支援の取り組みに関する検討 ー 専門職とセンター相談員による活動支援の意義と役割をめぐってー
第 36 号 (平成 25 年度)	松尾 浩樹・小野 靖子 市居 利絵・河崎 友紀	地域課題の解決に向けた、創発性を育むプラットフォーム形成の実践に関する報告	太田ひとみ・勝井 操 神野 正彦・金 隆明 末長 秀教・武 直樹 西村 洋三・吉本 年江	地域共生ケアの推進を目指した地域共生ケア生野推進委員会の取り組み ー 新しい公共の場づくりのためのモデル事業を通じての実践報告ー
			吉田 洋司	宅老所からの 20 年 ー 障がい及び認知症高齢者との軌跡ー
第 37 号 (平成 26 年度)	該当者なし		青木 智香・巽 俊朗 田淵 章大・濱辺 隆之 松尾 浩樹	協働による地域課題解決を喚起する実践からの考察 ー 社会福祉協議会による今後のコミュニティワーク展開の可能性ー
			大川 敏子・篠崎ゆう子	地域とともに考える、災害時要援護者の見守りと支援について ー 防災をキーワードに、地域福祉を考えるー
			【会長賞】 奥田 佳代・清輔 裕子 武 直樹・堅川 知子	生野区における妊産婦支援・産褥センター立ち上げに向けた妊産婦支援の取組（実践報告）と取組からみえてくる区社協などの中間支援組織の役割

掲載号	研究奨励賞一覧		研究努力賞一覧	
	受賞者・団体	受賞対象論文	受賞者・団体	受賞対象論文
第 38 号 (平成 27 年度)	該当者なし		長野 美香・平田 舞衣 松浦 聡・油谷 佳典 【会長賞】 森岡 朋子・野田美津子 江川 紀子 藤野 正司・堀江 幸代 坂根 浩幸・塚本はつみ 田淵 章大	良い支援を拡げる職「場」づくり ～人としての人権を守る権利擁護委員 会の取組み～ 認知症の地域包括ケア体制の構築につ いて 認知症対策連携強化事業における医療・ 介護・福祉・地域の連携に向けた取組み ～平成 21 年度からの実践と考察～ 区社会福祉施設連絡会の取組み ～結成から協働活動そして新たな展開 へ～
第 39 号 (平成 28 年度)	岩崎 隆彦・加藤啓一郎 黒田 千珠・後藤 美和 酒井 郁恵・松村 昌子 村井 千都	意思決定支援の「落とし穴」 ～知的障がいのある人の支援事例を通 して考える～	植田 辰彦・岩井 智裕 加森とし恵・佐藤 禎真 西森 伸子・松本 卓郎 中嵩 千晴・増田 光彦	阿倍野区社会福祉施設連絡会障がい児 者部会におけるこれまでの実践と今後 の可能性 ～つながりと支えあいのまちづくり～ 住吉区山之内地域の見守り活動の実践
第 40 号 (平成 29 年度)	該当者なし		安達 香里・安藤久美子 宇都宮葉子・太田 康裕 寺村 肇	障がい当事者が望む災害時対応と福祉 避難所 ～アンケート調査から現状と課題を考 える～
第 41 号 (平成 30 年度)	向井 順子・村井 智子 川平 昌美・横野 雅子 石本 佳那	意思決定支援のプロセスにおける市民 後見人の役割の検証	柏原 一樹 武市 佳代・小阪 勉 内村ひとみ・高田 郁子 酒井 礼子・田中希久央 坂上 里絵	更生施設が担う役割と機能の変化～更 生施設淀川寮の取り組みを中心に～ 大阪市北区役所における職員の福祉教育 ～全職員が認知症サポーターになる試 み～
第 42 号 (令和元年度)	塩川 悠・北口 勝紀 小橋 智子・穴倉 忠夫	若者を支援することの意味 ～大阪市平野区における高校生の支援 の取組みを例に～	該当者なし	
第 43 号 (令和 2 年度)	松原 宏樹	認知症介護による家族介護者の経験プ ロセス 一複線径路・等至性モデル (TEM) による分析を通して一	【会長賞】 柳下 雄大 【会長賞】 坂東 弥生・渡辺 健太 本田 麻絵・坂井 薫 泡田 逸美	作業療法士が行うオンライン療育の実践 ～課題と展望～ 自立支援型ケアマネジメント検討会議 から見る今後の自立支援のあり方につ いての一考察
第 44 号 (令和 3 年度)	高下 洋之	児童福祉施設内児童間性問題に対する 職員への再発防止支援	佐々木さやか・忌部 周 山脇 功次・修田 翔 由浅 悠 【会長賞】 松藤 栄治	地域活動を支える専門職の役割～学び 合い助け合うマンションコミュニティ～ 障害者スポーツを取り入れた小中学校 向け障害理解教育の効果 ～質的デー タを用いた事業評価の試み～ 福祉サービス事業者による支援の質の 向上に関する研究ノート ～福祉ビジ ネスから真の社会福祉事業へ～
第 45 号 (令和 4 年度)	向井 順子・舟橋 豊 野口 直樹・康 之利 江口 浩之 井上 佳奈・角田 達哉 尾方 俊祐・坂本 篤子 小幡 真紀・蓬萊 美賀 矢野 晴枝・末長 秀教	路上生活の次はどこに行ったらよいの か 地域における住民による有償助け合い 活動 ～調査から地域の取り組みへ 戦略的 な区社協の実践～	砂田 知美・今村 加奈 辻 としみ・三浦 晶子	介護助手（アシスタントワーカー）の 導入による介護現場の業務改善等に向 けた取組み～「介護の職場担い手創出 事業」にかかるモデル事業実践報告～

同心会について

I 同心会設立の背景と契機

同心会は、大阪市社会福祉センターの開設（北区同心町）とともにある。大阪市は社会福祉専門職制度採用以降、社会福祉関係者の自己啓発・研究発表のために機関紙「大阪市社会福祉研究」（昭和55年4月、第一号発刊）の発刊や研究会活動を支援した。それらの趣旨・目的を継承し、それを、さらに充実・発展させるために発足したのが同心会である。その契機となったのは、府立大阪社会事業短期大学学長退任と同時に開設された、大阪市社会福祉研修センターへの岡村重夫所長の就任（昭和57年10月）である。この実現に、当時の桜木民生局長・西野調査課長の貢献に大なるものがあった。

昭和57年、大阪市社会福祉センター運営委員会、同58年、岡村重夫賞設置発起人会を契機として、同58年12月24日に「同心会」及び、「同心会社会福祉研究奨励基金」運営委員会（代表委員 柴田善守）が発足した。

II 「同心会」の名称

「同心会」の名称には、理由が3点ある。一つは、大阪市社会福祉研修センターの所在地名（北区同心町）、二つは大阪府立大学内の「岡村重夫賞」と峻別するためである。第三が基本であり、岡村重夫所長自らの命名で、『福祉同心』、即ち、社会福祉を探求し実践するもの全てが、心を同じくしてミッション（使命）をもって、課題に取り組んでいこうという信条を示しているのである。

III 同心会社会福祉研究奨励基金

「同心会社会福祉研究奨励基金」は、大阪府立大学社会福祉学部「岡村重夫賞基金」の設置と双子の関係にある。岡村重夫大阪府立社会事業短期大学長の大阪府立大学社会福祉学部実現への功績から、「岡村重夫賞」設置が学部決定となり、基金の募集活動が開始された。その寄金の内、学内外の研究者からの額を大阪府大社会福祉学部「岡村重夫賞」とし、社会福祉関係者から寄せられた額を「同心会社会福祉研究奨励基金」とした。その後、同心会基金（昭和59年1月26日）を信託化し、利息収入や多くの研究者・社会福祉関係者等からの新たな寄付を受けて運営されている。さらに、「地域福祉論」（光生館）の復刻版印税が毎年、寄付されている。

IV 活動内容

同心会発足と同時に、「大阪市社会福祉研究 第6号」（昭和58年刊）以降、同心会社会福祉研究奨励賞選考委員会が毎年・各号ごとに開催し、「大阪市社会福祉研究」誌上に掲載された研究論文・実践報告等の中から、「研究奨励賞」、「研究努力賞」及び「会長賞」を授与している。多項目の審査基準を設け、極めて慎重な審査が行われ、受賞論文は極めて水準が高いと評されている。その詳細は「募集要領」に示されているが、審査対象となる論文・実践報告は、あくまでも社会福祉実践者によるものであり、大学教員等の研究者との共同によるものは選考対象外としている点を特徴としている。

選考委員会は、学識経験者、大阪市、大阪市社会福祉協議会等の関係者で構成されており、授賞式での賞状授与や講評をはじめ、忌憚のない質疑応答・意見交換を行っている。

同心会役員

会 長	白澤 政和（国際医療福祉大学大学院医療福祉学研究科教授）
副会長	岡田 進一（大阪公立大学大学院生活科学研究科教授） 大阪市福祉局生活福祉部長
会 計	大阪市社会福祉協議会常務理事
監 事	牧里 毎治（関西学院大学名誉教授）
委 員	西嶋 善親（元福祉局長 / 元大阪市社会福祉協議会常務理事）
顧 問	右田紀久恵（大阪府立大学 名誉教授）

奨励賞選考委員

座 長	白澤 政和（国際医療福祉大学大学院医療福祉学研究科教授）
委 員	牧里 毎治（関西学院大学名誉教授） 西嶋 善親（元福祉局長 / 元大阪市社会福祉協議会常務理事） 岡田 進一（大阪公立大学大学院生活科学研究科教授） 大阪市福祉局生活福祉部長 大阪市社会福祉協議会常務理事

事務局 大阪市社会福祉研修・情報センター内
〒 557-0024 大阪市西成区出城 2 - 5 - 2 0
TEL 0 6 - 4 3 9 2 - 8 2 0 1

大阪市社会福祉研究

第46号 2023年12月

発行所 大阪市社会福祉研修・情報センター

〔運営主体：社会福祉法人大阪市社会福祉協議会〕

〒557-0024 大阪市西成区出城2-5-20

TEL (06) 4392-8201

<https://www.wel-osaka.com>

印刷所 株式会社 春日

OSAKA – SHI SHAKAI FUKUSHI KENKYU

(Studies on Osaka City's Social Welfare)

No.46

December, 2023

[Preface]

Aiming for a realization of the Local Symbiosis Society through a creation of the Comprehensive Support System

..... Yoichi Sakata (1)

[Articles and Practical Reports]

Issues related to activity support at the Osaka city social cooperative volunteer citizen activity center

-Think through a case study of a new staff member-

.....Yuko Iwamoto (3)

Mizuki Oura/Yuna Okada/Kasumi Miki

Akari Matsubara/Risa Kawahara/Rina Imai

Manami Koga/Chizu Miyazaki/Toshiro Tatsumi

Reexamination of needs collection method at Osaka City Nishinari Ward social welfare council

..... Fugo Hashiguchi (17)

Kazuki Fuji/Kazumi Nakanishi

Disaster prevention initiatives from a welfare perspective in Suminoe Ward

-Activity Report of the SAlive Executive Committee-

..... Nobuaki Kawai (27)

Keiko Kishimoto/Kazuaki Sugimura/Keishi Tanaka

Yuji Taroura/Takashi Tokieda/Kumiko Nakayama

Yuji Hinohara/Yoshito Morisaki

Easy Japanese and multilingual versions in Chuo Ward Community Well-being Vision

..... Daiki Shibata (37)

Toshiaki Murakami/Kyoko Higuchi/Keita Nakaoka

Shigeaki Ito/Sachi Hosomi

[Appendix]

Recruitment guidelines・Editorial committee establishment guidelines・Posting regulations・

Writing guidelines..... (49)

A list of Doushinkai Social Welfare Study Encouragement Prizes (55)

About Doushinkai (60)

Osaka City Social Welfare Training and Information Center
(Operated by the Osaka City Council of Social Welfare)